

令和8年度 第1回 米原市地域公共交通活性化協議会 次第

日時：令和8年6月24（水）10時00分～

場所：米原市役所 1階コンベンションホール

1 開会

2 あいさつ

3 協議事項

協議第1号 米原市地域公共交通活性化協議会規約等の改正について 資料1

協議第2号 令和7年度事業実績および収支決算について 資料2

協議第3号 令和8年度事業計画（案）および収支予算（案）について 資料3

協議第4号 米原市地域公共交通計画「別紙」（地域公共交通確保維持事業）【令和9年度分】の

承認について 資料4-1 資料4-2 資料4-3

協議第5号 乗合タクシーまいちゃん号の運行最適化について 資料5

4 その他

5 閉会

令和8年度 米原市地域公共交通活性化協議会 委員名簿

(敬称略)

1	国土交通省近畿運輸局滋賀運輸支局	首席運輸企画専門官	喜多畑 敦嗣
2	滋賀県交通まちづくり部交通まちづくり課	主幹	森安 礼
3	滋賀県長浜土木事務所	次長	高木 克久
4	米原警察署交通課	課長	亀田 政和
5	長浜米原しょうがい者自立支援協議会	副会長	美濃部 裕道
6	公益社団法人米原市シルバー人材センター	理事長	春日 敬三
7	米原市社会福祉協議会 協働推進課	課長	村山 善信
8	湖国バス株式会社	取締役業務部長	北村 真治
9	近江タクシー株式会社	取締役業務部長	塚田 真司
10	一般社団法人滋賀県バス協会	専務理事	野村 義明
11	一般社団法人滋賀県タクシー協会	専務理事	松尾 武文
12	私鉄滋賀県協議会	幹事	糸 隆太郎
13	西日本旅客鉄道株式会社 京滋支社地域共生室	室長	舟引 徹
14	近江鉄道株式会社 鉄道部運輸課	課長	宮崎 直也
15	米原市商工会	会長	奥村 善彦
16	公益社団法人長浜米原観光協会	理事	大澤 健
17	米原市立柏原小学校	校長	庄 和司
18 (会長)	近畿大学 理工学部	教授	柳原 崇男
19	公募市民		岡田 友美
20	公募市民		西林 正夫
21 (副会長)	米原市まち整備部	部長	高橋 淳一

【事務局】

まち整備部都市計画課地域交通政策室	室長	藤田 宏一
	室長補佐	大塚 祐司
	主査	橋本 淳志
	主事	上藪 友貴

協議第 1 号 米原市地域公共交通活性化協議会規約等の改正について

協議の概要

- 米原市地域公共交通活性化協議会規約、同自動車部会規程および同運賃協議部会規程の改正についての協議です。
- 米原市では「自治会の負担軽減に向けた依頼事項の見直し方針」を令和 8 年 3 月に策定し、自治会への委員等の委嘱または選出依頼を検証し見直すこととしています。
- この方針に基づき米原市自治会連絡協議会への委員選出依頼を取りやめ、あわせて関係規約等を改正するものです。

1 自治会の負担軽減に向けた依頼事項の見直し方針について

○見直しの目的

人口減少や高齢化をはじめ、生活様式の変化や定年延長の影響、自治会業務の多様化・複雑化から、自治会が抱える負担感が増し、特定の個人が多くの役割を受け持っている状況も見受けられるなど、自治会長をはじめとする役員等のなり手不足が深刻化しています。

こうした状況下において、市から自治会に対して依頼している事柄の中には、自治会の現状を踏まえることなく、慣習的に見直されることなく依頼を継続してきたケースや、関連団体のように安易に依頼しているケースもあり、これらが積み重なったことで、自治会の負担は年々大きくなってきました。

こうした負担の増加は、自治会機能の低下や活動の停滞、更なる担い手不足を招くだけでなく、効率的で合理的な市政運営そのものにも大きな影響を及ぼします。

そのためには、自治会の独自事業の効率化や合理化も必要ですが、これを促進する前に、まずは、市から自治会への協力依頼に係る負担軽減を図っていく必要があります。

この見直し方針は、市全体の取組として、市から自治会への協力を依頼している事項を見直すための方策や基準等の方針を定めるものであり、また、今後、自治会へ何らかの依頼を行うときに、本方針に基づく運用をすることで、自治会への負担をできるだけ軽減し、持続可能な自治会運営に資することを目的とします。

○見直し方策・基準

委員等の委嘱または選出依頼-自治会に関する位置づけの再検証

- ① 上位法令、付属機関設置条例または委員会設置要綱等に、自治会長等の位置づけがあるかを確認する。
- ② 位置づけがない場合、原則として自治会長等に就任を依頼しない。
- ③ 位置づけがある場合でも、委員等が本当に自治会長等である必要があるか検証し、必要に応じて見直す。
- ④ 安易に自治会連絡協議会からの推薦を求めない。

①→協議会規約第 3 条第 2 項第 2 号に「自治会その他市民団体の代表者」と位置づけがある。

③→上位法である地域公共交通の活性化及び再生に関する法律では、自治会という規程はなく、単に「地域公共交通の利用者」と規程されている。また、本市の協議会では委員公募も実施している。

(参考) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 抜粋

(協議会)

第六条 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体は、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下この章において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体
- 二 関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
- 三 関係する公安委員会
- 四 地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者

2 米原市地域公共交通活性化協議会における対応

- 1 現在の委員任期は令和 7 年 6 月 23 日から令和 9 年 3 月 31 日までとしているところです。
- 2 令和 7 年度当初に米原市自治会連絡協議会に委員の推薦を求め中野委員（箕浦自治会長）に上記期間で委員委嘱しました。
- 3 例年、自治会長は 1 年交代の場合が多く、自治会長が交代した場合は、新たに米原市自治会連絡協議会に推薦を求めています。
- 4 今回、中野委員が箕浦自治会長を退任され米原市自治会連絡協議会副会長も退任されましたが、上記見直し方針を受けて、米原市自治会連絡協議会には推薦を求めないこととしました。（令和 8 年 3 月 31 日で中野委員の委嘱を解きました。）
- 5 関係規約等の自治会長等の規定を見直します。
- 6 現在の委員任期である令和 9 年 3 月 31 日までの間は委員の補充は行わないこととし、次の任期の委員の選定の当たっては、公募委員の枠を増加する予定です。

3 その他

監査委員について、委員の任期と監査が実施できる時期に相違があった場合に、柔軟に対応できるようにするため、監査委員の選任方法について、協議会において選任する方法から、会長が指名する方法に改正します。また、これに伴い監査委員の人数を 2 名から 1 名とし、監査委員の任期を 2 年から 1 年に改正します。

また、令和 8 年 4 月 1 日付け市の機構改革により地域公共交通の所管が市民部地域振興課からまち整備部都市計画課地域交通政策室に変更になったことから、上記にあわせて協議会規約を改正します。

米原市地域公共交通活性化協議会規約 新旧対照表

現 行	変 更 案
(委員) 第3条 協議会は、30名以内の委員で構成する。 2 協議会の委員は、次に掲げる者により構成するものとする。 (1) 国県の関係行政機関の代表者 (2) 自治会その他市民団体の代表者 (3) 市等の関係機関および団体の代表者 (4) 旅客輸送に関する事業者および団体等の代表者 (5) 学識経験を有する者 (6) 市の地域公共交通所管部長 (7) 前各号に掲げるもののほか、会長が適当と認める者 (役員) 第5条 協議会に次の役員を置く。 (1) 会長 1名 (2) 副会長 1名 (3) 監査委員 2名 2 役員は、協議会において選任する。 3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。 4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。 6 監査委員は、協議会の会計監査を行い、その結果を協議会に報告する。 (事務局) 第10条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。 2 事務局は、米原市市民部地域振興課に置く。 3 事務局に事務局長および事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。	(委員) 第3条 協議会は、30名以内の委員で構成する。 2 協議会の委員は、次に掲げる者により構成するものとする。 (1) 国県の関係行政機関の代表者 (2) 住民または利用者の代表者 (3) 市等の関係機関および団体の代表者 (4) 旅客輸送に関する事業者および団体等の代表者 (5) 学識経験を有する者 (6) 市の地域公共交通所管部長 (7) 前各号に掲げるもののほか、会長が適当と認める者 (役員) 第5条 協議会に次の役員を置く。 (1) 会長 1名 (2) 副会長 1名 (3) 監査委員 1名 2 会長および副会長は、協議会において選任する。監査委員は会長が指名する者をもって充てる。 3 会長および副会長の任期は2年とし、監査委員の任期は1年とし、それぞれ再任を妨げない。 4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。 6 監査委員は、協議会の会計監査を行い、その結果を協議会に報告する。 (事務局) 第10条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。 2 事務局は、米原市まち整備部都市計画課地域交通政策室に置く。 3 事務局に事務局長および事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

米原市地域公共交通活性化協議会自動車部会規程 新旧対照表

現 行	変 更 案
(組織) 第4条 部会は、部会長および部会委員をもって組織する。 2 部会長は、協議会会長をもって充てる。 3 部会長は、部会を代表し、その会務を総括する。 4 部会委員は、次に掲げる者のうちから協議会会長が指名する。 (1) 国県の関係行政機関の代表者 (2) 自治会その他市民団体の代表者 (3) 市等の関係機関および団体の代表者 (4) 旅客輸送に関する事業者および団体等の代表者 (5) 学識経験を有する者 (6) 市の地域公共交通所管部長 (7) 前各号に掲げるもののほか、会長が適当と認める者	(組織) 第4条 部会は、部会長および部会委員をもって組織する。 2 部会長は、協議会会長をもって充てる。 3 部会長は、部会を代表し、その会務を総括する。 4 部会委員は、次に掲げる者のうちから協議会会長が指名する。 (1) 国県の関係行政機関の代表者 (2) 住民または利用者の代表者 (3) 市等の関係機関および団体の代表者 (4) 旅客輸送に関する事業者および団体等の代表者 (5) 学識経験を有する者 (6) 市の地域公共交通所管部長 (7) 前各号に掲げるもののほか、会長が適当と認める者

米原市地域公共交通活性化協議会会運賃協議部会規程 新旧対照表

現 行	変 更 案
(組織) 第4条 部会は、部会長および部会委員をもって組織する。 2 部会長は、協議会会長が指名する。 3 部会長は、部会を代表し、その会務を総括する。 4 部会委員は、次に掲げる者のうちから協議会会長が指名する。 (1) 国における当該路線を管轄する行政機関の職員 (2) 地域における公共交通に関係する諸団体および利用者の代表者 (3) 運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者 (4) 運賃を定めようとする路線をその区域に含む県および市職員	(組織) 第4条 部会は、部会長および部会委員をもって組織する。 2 部会長は、協議会会長が指名する。 3 部会長は、部会を代表し、その会務を総括する。 4 部会委員は、次に掲げる者のうちから協議会会長が指名する。 (1) 国における当該路線を管轄する行政機関の職員 (2) 地域における公共交通に関係する諸団体の代表者 (3) 住民または利用者の代表者 (4) 運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者 (5) 運賃を定めようとする路線をその区域に含む県および市職員

米原市地域公共交通活性化協議会規約

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、米原市（以下「市」という。）の公共交通の活性化および再生を総合的かつ一体的に推進するため、法第5条第1項に規定する地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の策定および変更に関する協議ならびに交通計画の実施に係る連絡調整を行うため、米原市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 交通計画の策定および変更の協議に関すること。
- (2) 交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づく、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送等に関する協議に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公共交通に関して必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 協議会は、30名以内の委員で構成する。

2 協議会の委員は、次に掲げる者により構成するものとする。

- (1) 国県の関係行政機関の代表者
- (2) 住民または利用者の代表者
- (3) 市等の関係機関および団体の代表者
- (4) 旅客輸送に関する事業者および団体等の代表者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 市の地域公共交通所管部長
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 監査委員 1名

2 会長および副会長は、協議会において選任する。監査委員は会長が指名する者をもって充てる。

3 会長および副会長の任期は2年とし、監査委員の任期は1年とし、それぞれ再任を妨げない。

4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 監査委員は、協議会の会計監査を行い、その結果を協議会に報告する。

(オブザーバー)

第6条 協議会は、第3条に定める者のほか、交通政策における法令、方針、制度および今後の動向等専門的な知識を有する者をオブザーバーとして設置することができる。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、事業実施に係る事項については、事業の実施主体として定められた者の同意を要する。

4 委員（会長および副会長である委員を除く。）は、やむを得ない事情のため会議に出席できない場合において、代理人を選任し、会長が認めるときは、第6条に規定するオブザーバーとして会議に出席させることができる。

5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる議題については、非公開で行うものとする。

6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、または会議への出席を求めることができる。

7 会長は、協議会の議事に支障があると認められるときは、委員を退席させることができる。

8 会議は、軽易な事項または急を要する事項については、書面をもって賛否を求め、その回答をもって会議の決議と変えることができる。このとき、議決方法は第3項に準じ、第3項中「出席委員」は「委員」に読み替えるものとする。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項については、関係者はその結果を尊重し、当該事項の

誠実な実施に努めるものとする。

(部会)

第9条 第2条各号に掲げる事項について協議会の業務を円滑に行うため、協議会に部会を置く。

2 部会は、次に掲げるものとし、必要な事項は、会長が別に定める。

(1) 道路運送法に定める地域公共交通会議の機能(運賃協議を除く。)を有する自動車部会

(2) 道路運送法第9条第4項に定める運賃協議部会

(事務局)

第10条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、米原市まち整備部都市計画課地域交通政策室に置く。

3 事務局に事務局長および事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事業年度)

第11条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金およびその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規約は、令和 5 年 4 月 27 日から施行する。

(会議の招集の特例措置)

2 第 1 回目の会議は、第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、米原市長が招集する。

(委員の任期の特定)

3 この規約の施行後最初の委員の任期は、同条本文の規定にかかわらず、令和 7 年 3 月 31 日までとする。

付 則

(施行期日)

1 この規約は、令和 6 年 5 月 28 日から施行する。

(施行期日)

1 この規約は、令和 8 年 6 月 24 日から施行する。

米原市地域公共交通活性化協議会自動車部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、米原市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第9条の規定に基づき、自動車部会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 規約第2条各号に掲げる事項について米原市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の業務を円滑に行うため及び道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域の需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議および調整するため、米原市地域公共交通活性化協議会自動車部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会に付すべき事項に関すること。
- (2) 協議会で議決した事項の執行に関すること。
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関すること。
- (4) 米原市（以下「市」という。）が運営する有償運送の必要性および旅客から収受する対価に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営および生活交通について必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 部会は、部会長および部会委員をもって組織する。

- 2 部会長は、協議会会長をもって充てる。
- 3 部会長は、部会を代表し、その会務を総括する。
- 4 部会委員は、次に掲げる者のうちから協議会会長が指名する。
 - (1) 国県の関係行政機関の代表者
 - (2) 住民または利用者の代表者
 - (3) 市等の関係機関および団体の代表者
 - (4) 旅客輸送に関する事業者および団体等の代表者
 - (5) 学識経験を有する者
 - (6) 市の地域公共交通所管部長
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、会長が適当と認める者

(会議)

第5条 部会の会議は、規約第7条の規定を準用する。この場合において、「協議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

(協議結果)

第6条 部会において協議が整った場合は、道路運送法に基づく地域公共交通会議において協議が整ったものとみなす。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、令和5年4月27日から施行する。

付 則

この規程は、令和6年5月28日から施行する。

付 則

この規程は、令和8年6月24日から施行する。

米原市地域公共交通活性化協議会運賃協議部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、米原市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第9条の規定に基づき、運賃協議部会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 規約第2条各号に掲げる事項のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項に定める運賃等に関する協議および調整を行うため、米原市地域公共交通活性化協議会運賃協議部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 道路運送法第9条第4項に定める事項
- (2) 前各号に掲げるもののほか、部会長が必要と認めるもの

(組織)

第4条 部会は、部会長および部会委員をもって組織する。

- 2 部会長は、協議会会長が指名する。
- 3 部会長は、部会を代表し、その会務を総括する。
- 4 部会委員は、次に掲げる者のうちから協議会会長が指名する。
 - (1) 国における当該路線を管轄する行政機関の職員
 - (2) 地域における公共交通に関係する諸団体
 - (3) 住民または利用者の代表者
 - (4) 運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
 - (5) 運賃を定めようとする路線をその区域に含む県および市職員

(会議)

第5条 部会の会議は、規約第7条の規定を準用する。この場合において、「協議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

- 2 前項に掲げる部会の会議のうち、次に掲げる軽微な事案については部会の会議を開催しないものとする。
 - (1) 均一運賃およびキロ制運賃を適用する路線において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町に乗り入れする場合を除く。）でも、運賃額に変更がない場合
 - (2) 毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合
 - (3) 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合
 - (4) 新たな決済手段を追加する場合

(協議結果)

第6条 部会において協議が整った場合は、道路運送法に基づく協議が整ったものとみなす。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、令和6年5月28日から施行する。

付 則

この規程は、令和8年2月18日から施行する。

付 則

この規程は、令和8年6月24日から施行する。

協議第 2 号 令和 7 年度事業実績および収支決算について

1 令和 7 年度の協議会の開催実績

令和 7 年 6 月 23 日（月）第 1 回協議会

協議事項

- （１）役員の選出について
- （２）令和 6 年度事業実績および収支決算について
- （３）令和 7 年度事業計画（案）および収支予算（案）について
- （４）米原市地域公共交通計画「別紙」【令和 8 年度分】の承認について
- （５）米原市地域公共交通計画「別紙」【令和 7 年度分】の変更承認について
- （６）地域公共交通計画「別紙」の変更と協議会の開催について

令和 8 年 2 月 3 日（火）第 2 回協議会（書面）

協議事項

- （１）米原市地域公共交通活性化協議会運賃協議部会規程の改正について
- （２）乗合タクシー停留所の新設について（５箇所）
- （３）窓口センター設置に伴う路線バス停留所の新設等について（３路線）

令和 8 年 3 月 17 日（火）第 3 回協議会

協議事項

- （１）合タクシー停留所の新設について（２箇所）

報告事項

- （１）乗合タクシーまいちゃん号の運行最適化に関する基本方針について

2 令和 7 年度の事業実績

1 地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統・地域内フィーダー系統補助）の活用

市内の路線バスおよび乗合タクシーの運行に対する国庫補助金である地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統・地域内フィーダー系統補助）を活用するために必要な事務を行いました。

2 路線バス・乗合タクシーの運行に係る見直し

- ・乗合タクシーまいちゃん号の停留所の新設等
(令和8年3月1日開始)
「ポラリスデイサービスセンター米原」停留所、「est」停留所、
「ファミリーケア米原センター」停留所、「ジェイズクリニックイースト」停留所
- ・令和7年度に決定し令和8年度に実施する見直し
(令和7年4月1日開始)
 - ・窓口センター設置に伴う路線バス停留所の新設等について
 - 長岡登山口線
 - ・停留所の名称変更
「米原市役所伊吹庁舎前」→「春照」
 - ・停留所の新設
「愛らんど(伊吹窓口センター)」
 - 伊吹登山口線
 - ・停留所の名称変更
「米原市役所伊吹庁舎前」→「春照」
 - 米原多和田線
 - ・停留所の名称変更
「近江市民自治センター」→「顔戸」
「双葉中学校」→「双葉中学校（近江窓口センター前）」
- ・乗合タクシーまいちゃん号の停留所の新設
(令和8年4月1日開始)
「伊吹窓口センター・愛らんど」、「マガタニア（石臼荘）」停留所
(令和7年4月23日開始)
「ゲンキー杉澤店」停留所

3 令和7年度収支決算について

【歳入】

(単位：円)

款	項	目	予算額	決算額	備考
1 負担金	1 負担金	1 負担金	0	0	
2 補助金	1 補助金	1 補助金	6,767,000	5,350,000	地域内フィーダー 系統補助
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	1	1	
4 諸収入	1 諸収入	1 諸収入	0	0	利息
合 計			6,767,001	5,350,001	①

【歳出】

(単位：円)

款	項	目	予算額	決算額	備考
1 運営費	1 会議費	1 会議費	0	0	
	2 事務費	2 事務費	0	0	
2 事業費	1 事業費	1 事業費	6,767,000	5,350,000	地域内フィーダー 系統補助
3 予備費	1 予備費	1 予備費	1	0	
合 計			6,767,001	5,350,000	②

①歳入決算額合計 5,350,001 円

②歳出決算額合計 5,350,000 円

差引残高(①-②) 1 円

差引残高 1 円は令和8年度へ繰越します。

監 査 報 告 書

令和7年度決算について監査を実施し、証拠書類、帳簿などを精査したところ、適正に執行されていたので報告します。

令和8年6月12日

監査委員 滋賀県長浜土木事務所 次長

高木 克久

監査委員 米原警察署 交通課長

亀田 政和

米原市地域公共交通活性化協議会
会 長 様

※署名の複製防止のため、原本は事務局で保管しております。

協議第 3 号 令和 8 年度事業計画（案）および収支予算（案）について**1 令和 8 年度事業計画（案）****1 米原市地域公共交通計画の進捗管理**

米原市地域公共交通計画において、社会情勢や経済情勢の変化、住民の移動需要、価値観の変化によって柔軟に対応していく必要があるため、継続的に計画および施策の進捗状況について検証・見直しを行うこととしています。

本計画の推進に当たっては、米原市地域公共交通活性化協議会において進捗管理を行います。

2 地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統補助）の補助の実施

国の地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統補助）については、本協議会が補助対象者となっており、補助金の事務について、国からの補助金の受領および乗合タクシー事業者への補助金の支出を行います。

3 路線バス・乗合タクシーの運行に係る見直し

必要に応じて、適宜、協議会を開催し、運行に係る見直しを協議します。

2 令和8年度収支予算（案）について

【歳入】

（単位：円）

款	項	目	予算額	備 考
1 負担金	1 負担金	1 負担金	0	
2 補助金	1 補助金	1 補助金	5,350,000	地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統補助）※1
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	1	前年度繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 諸収入	0	
合 計			5,350,001	

【歳出】

（単位：円）

款	項	目	予算額	備 考
1 運営費	1 会議費	1 会議費	0	
	2 事務費	2 事務費	0	
2 事業費	1 事業費	1 事業費	5,350,000	地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統補助）※1
3 予備費	1 予備費	1 予備費	1	
合 計			5,350,001	

※1 地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統補助）にかかる国庫補助金で乗合タクシーまいちゃん号が交付対象となる。地域公共交通確保維持改善事業（幹線系統補助）は国から各運行事業者に補助金が直接支払われているが、地域内フィーダー系統補助については、令和7年度から、国から当協議会に支払われた後に、当協議会から運行事業者に補助金を振り込むようになっている。

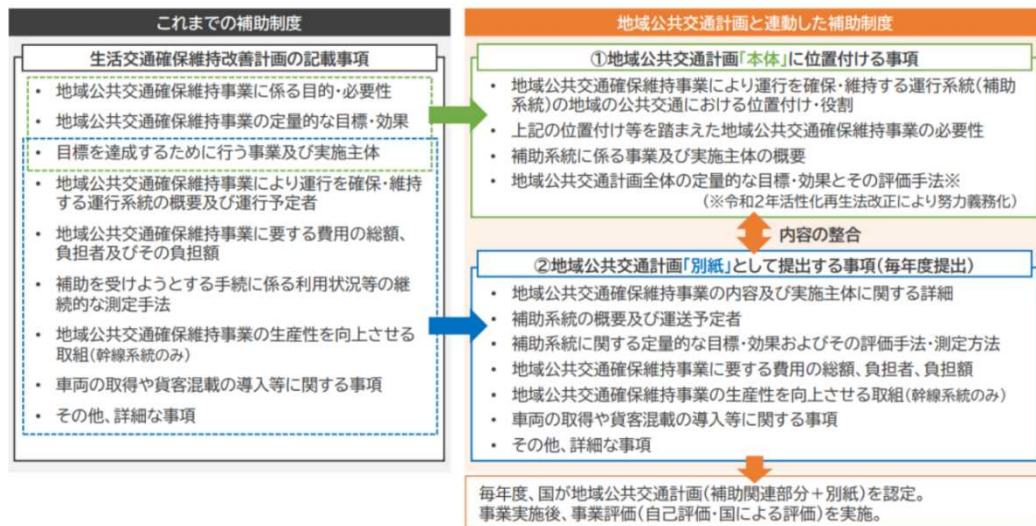
議案第 4 号 米原市地域公共交通計画「別紙」(地域公共交通確保維持事業)[令和 9 年度分]の承認について

1 地域公共交通計画と補助制度の連動化について

国土交通省の補助事業の活用するためには、**補助系統の地域の公共交通における位置付けや補助事業活用の必要性等**について、**市町村の地域公共交通計画「本体」**に記載が必要であり、**本協議会において協議を行う必要があります**。（この**地域公共交通計画「本体」**の協議については**令和 6 年度に協議済み**です。）

また、令和 6 年度まで補助事業を活用する際に国土交通省に提出していた「生活交通確保維持改善計画」で位置付けられてきた補助系統に関する事項のうち、上記の**地域公共交通計画「本体」**に位置付ける事項以外については、**計画の「別紙」として提出すること**となっています。「別紙」についても、地域公共交通計画の一部として、**本協議会における協議を行う必要がありますので、令和 9 年度分の補助事業活用のため、米原市地域公共交通計画「別紙」(地域公共交通確保維持事業)[令和 9 年度分]の承認を求める**ものです。

なお、審査の過程において、計画の基本的な考えや方向性に影響のない範囲で様式や表記の変更等がありえるとともに、令和 7 年度第 1 回における本協議会の承認事項として、米原市地域公共交通計画「別紙」の策定後に、運行回数・運行日の変更や運行経路の一部変更等が生じた場合は、地域公共交通確保維持改善事業実施要領 2 (1) ②アに基づき、協議会の議論を経たものとして取り扱います。



(名称) 米原市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

滋賀県内の乗合バスの輸送実績は、高度経済成長期におけるマイカーの普及等に伴い、昭和47年度の170千人／日をピークに減少が続いてきたが、平成24年度以降は年平均約1%の輸送人員の回復傾向を示していた。

ところが、令和2年度に、新型コロナウイルス感染症が世界規模で拡大した影響で、バス利用が大幅に減少となる深刻な事態となり、さらに、昨今の原油価格・物価高騰の影響が重なったことで、乗合バスを取り巻く環境は厳しい状況下におかれている。

このような中、バス交通は、地域住民、特に高齢者や障がい者、児童といった、他に移動の手段を持たない、いわゆる移動弱者にとって欠くことのできない重要な役割を担っており、地域の活力を維持するため、社会的便益を提供する重要なインフラとして、事業の継続が求められている。

このような地域交通ネットワークの軸となる地域間幹線系統を確保・維持するとともに、県内各市町が取り組んでいるコミュニティバス路線をはじめとする地域的・支線的バス路線との接続を図り、地域の実情に応じた公共交通ネットワークの構築を図っていく。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

路線バス近江長岡線および米原和田線の沿線の企業、学校、医療機関等への通勤、通学、通院などのほか、鉄道駅との良好な乗り継ぎ環境を維持することで、沿線住民の広域的な生活移動手段を確保する。長浜市と交通事業者、沿線企業等が協働して広報による周知活動、利用促進方策に取り組むことで、利用者数の維持・増加に努め、収支の改善を図る。

※事業の定量的な目標は、別添1のとおり。

(2) 事業の効果

長浜市にまたがる地域間幹線系統を維持することで、鉄道駅周辺や市町の中心部等の主要な拠点間を結ぶ広域的な移動手段を確保することができる。

また、鉄道路線やコミュニティバス路線をはじめとする地域的・支線的バス路線との接続により、利便性が高まり、より効率的で持続可能な交通ネットワークを構築することができる。

併せて、高齢者ドライバーの事故減少やマイカーからの転換による環境負荷の軽減を図ることができる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
○観光利用の促進に向けた情報発信や連携（事業者、県、市） ・観光情報およびバスの時刻表を掲載したマップ等の作成 ・企画乗車券の販売促進 ・長浜市との連携体制の構築 ○日常利用の促進に向けた利便性向上施策・利用促進（事業者、県、市） ・子どもや高校生、高齢者等への利用促進施策 ・公共交通マップ、案内等の作成 ○公共交通ネットワークの利便性向上（事業者、県、市） ・地域間幹線系統に接続するフィーダー系統（乗合タクシー）の利便性向上 ・公共交通ネットワークの最適化を見据えた取組
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
「表1」のとおり。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
「表2」のとおり。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
（該当なし）
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
（該当なし）
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
「表4」のとおり
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
「別添2」のとおり

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
(該当なし)
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
路線の運行確保と車両の取得は一体不可分なものである。 また、各事業者においては、地域間幹線系統の運行に係る車両について、保守点検を重ねて使用しているところだが、車齢の高いものについては、安全性と費用効率化の面から適切な入れ替えが必要である。
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
新型ノンステップ車両を導入し、修繕費及び動力費の削減、バリアフリー化の推進による利便性向上・需要喚起を図る
(2) 事業の効果
新たに車両を取得することにより、地域間幹線バス系統の維持や、地域で生活する高齢者をはじめとする移動制約者の日常生活に必要な移動手段の確保の一助となる。さらには、県民の社会参加促進や地域活性化にもつながる。 併せて、修繕費や動力費の削減を行うことで、収支改善に結びつけることが期待できる。
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
別添 [表6] および [表7] の通り
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(該当なし)
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(該当なし)
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
(該当なし)

(2) 事業の効果
(該当なし)
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(該当なし)
18. 協議会の開催状況と主な議論
・ 令和5年4月27日（令和5年度第1回）協議会設立、計画の策定に向けて協議 ・ 令和5年8月10日（令和5年度第2回）計画策定に向けた調査費に向けて協議 ・ 令和5年11月29日（令和5年度第3回）計画骨子案について協議 ・ 令和6年1月31日（令和5年度第4回）計画案について意見集約 ・ 令和6年2月7日 意見を反映し計画案を、全ての構成員へ送付。更なる意見はなく計画案に対し合意を得られた。） ・ 令和6年5月28日（令和6年度第1回）計画承認、計画（別紙）（令和7年度分）承認 ・ 令和7年2月27日（令和6年度第4回）計画（別紙）（令和7年度分）変更承認 ・ 令和7年6月23日（令和7年度第1回）計画（別紙）（令和7年度分）変更承認 ・ 令和7年6月23日（令和7年度第1回）計画（別紙）（令和8年度分）承認 ・ 令和8年6月24日（令和8年度第1回）計画（別紙）（令和9年度分）承認予定
19. 利用者等の意見の反映状況
米原市パブリックコメント制度に基づき、市のホームページ等にて本計画に関する意見を募集した。市民、路線バス利用者、乗合タクシー利用者を対象にしたアンケート調査の結果、利便性の低さを挙げている方が多く、利用者や市の負担を維持しつつ、可能な範囲でのサービスの向上が求められており、地域公共交通の利便性の向上に重点を置いた計画とした。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 滋賀県米原市米原 1016 番地

(所 属) 米原市役所まち整備部都市計画課地域交通政策室

(氏 名) 大塚祐司

(電 話) 0749-53-5111

(e-mail) mob@city.maibara.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域間幹線系統）（令和 9 年度）

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業 に要する国庫 補助額（千 円）	協 働 特 例 措 置	再 編 特 例 措 置
米原市	湖国バス株式会社	(1) 米 原 多 和 田 線	1,311.5		
		(2) 近 江 長 岡 線	1,532.5		
	(小 計)		2,844		
合計			2,844		

※国庫補助額は、小数点以下の端数が生じる場合は、原則切り捨てて記入。

表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域間幹線系統）（令和10年度）

都道府県 （市区町村）	運行予定者名	運行系統名 （申請番号）	確保維持事業 に要する国庫 補助額（千 円）	協 働 特 例 措 置	再 編 特 例 措 置
米原市	湖国バス株式会社	(1) 米 原 多 和 田 線	1,314.5		
		(2) 近 江 長 岡 線	1,543.0		
	（ 小 計 ）		2,857		
合計			2,857		

※国庫補助額は、小数点以下の端数が生じる場合は、原則切り捨てて記入。

表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域間幹線系統）（令和11年度）

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業 に要する国庫 補助額（千 円）	協 働 特 例 措 置	再 編 特 例 措 置
米原市	湖国バス株式会社	(1) 米 原 多 和 田 線	1,311.0		
		(2) 近 江 長 岡 線	1,534.5		
	(小 計)		2,845		
合計			2,845		

※国庫補助額は、小数点以下の端数が生じる場合は、原則切り捨てて記入。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名		湖国バス株式会社										R9 年度									
1. 申請事業者の概要																					
補助対象期間の 前々年度(基準期間 [※])の損益状況		乗合バス事業																			
		営業収益	262,931 千円		営業外収益	8,880 千円		経常収益(イ)	271,811 千円												
		営業費用	737,317 千円		営業外費用	353 千円		経常費用(ロ)	737,670 千円												
		営業損益	△ 474,386 千円		営業外損益	8,527 千円		経常損益	△ 465,859 千円												
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)		1,786,155.0 km						経常収支率		36.84 %											
基準期間の前年度の損益状況																					
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')		乗合バス事業																			
		営業収益	238,816 千円		営業外収益	488,029 千円		経常収益(イ)	726,845 千円												
		営業費用	715,126 千円		営業外費用	98 千円		経常費用(ロ)	715,224 千円												
		営業損益	△ 476,310 千円		営業外損益	487,931 千円		経常損益	11,621 千円												
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')		1,863,672.0 km						経常収支率		101.62%											
基準期間の前々年度の損益状況																					
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ')		乗合バス事業																			
		営業収益	230,636 千円		営業外収益	465,604 千円		経常収益(イ)	696,240 千円												
		営業費用	675,843 千円		営業外費用	114 千円		経常費用(ロ)	675,957 千円												
		営業損益	△ 445,207 千円		営業外損益	465,490 千円		経常損益	20,283 千円												
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ')		1,874,758.0 km						経常収支率		103.00%											
(補助対象事業者の「基準期間 [※] 」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)																					
補助ブロック名		補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ'÷ハ'=a			補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b			補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ'=c													
北近畿		360円、55銭			383円、77銭			412円、99銭													
		円 銭			円 銭			円 銭													
※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。																					
2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益																					
補助ブロック名		補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常 費用 (a+b+c)/3 = ニ			地域キロ当たり 標準経常費用 ホ			キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ			キロ当たり経常費用の 差 ニーヘ = ケ		キロ当たり経常収益 イ÷ハ = ト								
北近畿		385円、77銭			446円、82銭			385円、77銭			円、00銭		152円、17銭								
		円 銭			円 銭			円 銭			円 銭		円 銭								
3. 旅客運賃の上限変更認可状況																					
補助ブロック名		認可日			認可を受けた補助対 象期間			補助金交付要 綱別表2(注) 4.の適用割合 フ			改定率 コ										
		令和	年	月	日	基準期間の			年度	／3			%								
		令和	年	月	日	基準期間の			年度	／3			%								
		令和	年	月	日	基準期間の			年度	／3			%								
4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合																					
補助ブ ロック 名	申請 番号	特 別 措 置	運行 系統名	運行系統			計画運行 回数 ()	計画平均乗車密 度	計画 輸送量	系統キロ程		地域公共交通再編事業を 実施する区域におけるキ ロ程	系統キロ程と地域公共交 通再編事業を実施する区域に おけるキロ程との比率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程	同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程		他路線との競合 部分に係るキロ程	他路線との競 合率	補助ブロック 外乗入部分、 同一補助ブ ロック都道府 県外乗入部分 及び他路線と の競合部分以 外のキロ程の 比率		
				起点	主な 経由地	終点				チ	オ				オ÷チ=ク	リ				ヌ	ル
北 近 畿	1	無	米原多和田線	米原駅東口	中多良	ローバー・ナード線	365 日	1,048.0 (8.3)	回	2.7	22.4 人	往 9.3km 復 9.3km	(平均) 9.3km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 9.3km 復 9.3km	(平均) 9.3km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	0%	100%
	米原市	無	米原多和田線	米原駅東口	中多良	ローバー・ナード線	365 日	1,048.0 (8.3)	回	2.7	22.4 人	往 9.3km 復 9.3km	(平均) 9.3km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 9.3km 復 9.3km	(平均) 9.3km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	0%	100%
北 近 畿	2	無	近江長岡線	長浜駅	市立長浜病院	近江長岡駅	365 日	1,260.0 (11.8)	回	1.7	20.2 人	往 17.8km 復 17.8km	(平均) 17.8km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 17.8km 復 17.8km	(平均) 17.8km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	0%	100%
	米原市	無	近江長岡線	長浜駅	市立長浜病院	近江長岡駅	365 日	1,260.0 (11.8)	回	1.7	20.2 人	往 17.8km 復 17.8km	(平均) 17.8km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 10.8km 復 10.8km	(平均) 10.8km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	0%	39.325%
	長浜市	無	近江長岡線	長浜駅	市立長浜病院	近江長岡駅	365 日	1,260.0 (11.8)	回	1.7	20.2 人	往 17.8km 復 17.8km	(平均) 17.8km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 7.0km 復 7.0km	(平均) 7.0km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	0%	60.674%
合計		系統										往 : Km 復 : Km	往 : Km 復 : Km	往 : Km 復 : Km	往 : Km 復 : Km	往 : Km 復 : Km	往 : Km 復 : Km	往 : Km 復 : Km	往 : Km 復 : Km		

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	補助ブロック外乗入部 分及び同一補助ブロッ ク都道府県外乗入部分 以外のキロ程の比率	計画実車走行キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×フ以下の額:ホ	補助対象系統のキロ当たり経常収益															補助対象 経常収益 の見込額 ノ×フ以上の額:ヨ
						補助金交付要綱別表2(注)4. の適用がある場合			3カ年平均		基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間				
						基準期間における 当たり経常収益 の適算改定による 増収分 f×コ÷(1+コ)× フ÷g	経常収益控除 額 ケとのいずれ か少ない額 h	補助金交付 要綱別表2. (注)4. の適 用後のキロ当 たり経常収益 ノー=ド	(d+e+f)/3=ノ	経常収益 ヤ*	実車走行 キロ マ*	補助対象系 統の実車走 行キロ当たり 経常収益 ヤ''=マ''=d	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象系 統の実車走 行キロ当たり 経常収益 ヤ'+マ'=e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の実車走 行キロ当たり 経常収益 ヤ+マ=f			
北 近 畿	1	無	100%	55706.8	. km	21,490.012円	288円.04銭	0円.00銭	0円.00銭	288円.04銭	288円. 04銭	15,837.085円	52,889.2Km	299円. 43銭	19,057.108円	53,728.8Km	354円. 69銭	11,691.891円	55,673.6Km	210円. 00銭	16,045.786円
	米原市		100%	55706.8	. km	21,490.012円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	288円. 04銭	15,837.085円	52,889.2Km	299円. 43銭	19,057.108円	53,728.8Km	354円. 69銭	11,691.891円	55,673.6Km	210円. 00銭	16,045.786円
北 近 畿	2		100%	133593.5	. km	51,536.364円	85円.51銭	0円.00銭	0円.00銭	85円.51銭	85円. 51銭	10,365.644円	131,183.2Km	79円. 01銭	10,382.500円	134,345.8Km	77円. 28銭	13,412.103円	133,768.0Km	100円. 26銭	11,423.580円
	米原市		39.325%	52535.6	. km	20,266.673円	85円.51銭	0円.00銭	0円.00銭	85円.51銭	85円. 51銭	4,076.290円	51,587.8Km	79円. 01銭	4,082.918円	52,831.5Km	77円. 28銭	5,274.310円	52,604.3Km	100円. 26銭	4,492.322円
	長浜市		60.674%	81057.86	. km	31,269.691円	85円.51銭	0円.00銭	0円.00銭	85円.51銭	85円. 51銭	6,289.355円	79,595.4Km	79円. 01銭	6,299.582円	81,514.3Km	77円. 28銭	8,137.794円	81,163.7Km	100円. 26銭	6,931.258円
合計					. km	円						円	. km		円	. km		円	. km		円

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額 カーヨ=タ	補助対象経費 の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちい ずれか少ないほう の額 ソ	ソのうち補助ブロック外 乗入部分、同一補助ブ ロック都道府県外乗入 部分及び他路線との結 合部分以外に係るもの ソ×ラ=ツ	ソのうち補助ブロック外乗 入部分及び同一補助ブロッ ク都道府県外乗入部分以 外に係るもの ソ×ラ'=ツ'	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線 ツ×みなし運行回数ノ ①計画運行回数=ホ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から 経常収益を 控除した額 ニ×ワーヨ=ム	損失額から国庫補 助額を控除した額 ムーラ=ウ
北 近 畿	1	無	5,444,226円	9,670,505円	5,444,226円	5,444,226 円	5,444,226 円	2,623,723 円	2,623 千円	1,311.5 千円	5,444,226円	4,132,726円
	米原市		5,444,226円	9,670,505円	5,444,226円	5,444,226 円	5,444,226 円	2,623,723 円	2,623 千円	1,311.5 千円	5,444,226円	4,132,726円
北 近 畿	2		40,112,784円	23,191,363円	23,191,363円	23,191,363 円	23,191,363 円	7,795,416 円	7,795 千円	3,897.5 千円	40,112,784円	36,215,284円
	米原市		15,774,351円	9,120,002円	9,120,002円	9,120,003 円	9,120,003 円	3,065,547 円	3,065 千円	1,532.5 千円	15,774,351円	14,241,851円
	長浜市		24,338,433円	14,071,361円	14,071,361円	14,071,360 円	14,071,360 円	4,729,869 円	4,730 千円	2,365.0 千円	24,338,433円	21,973,433円
合計			円	円	円	円	円	円	千円	千円	円	円

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	ワの負担者とその負担割合									
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具体 的概要	
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
北 近 畿	1	無	655,700円	15.87%	3,477,026円	84.13%		%	0	0%		
	米原市	無	655,700円	15.87%	3,477,026円	84.13%		円	%	0	0%	
北 近 畿	2		1,948,700円	5.38%	34,266,584円	94.62%			%	0	0%	
	米原市		766,200円	5.38%	13,475,651円	94.62%			円	%	0	0%
	長浜市		1,182,500円	5.38%	20,790,933円	94.62%			円	%	0	0%
合計				円		%	円	%		円	%	

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名

湖国バス株式会社

R10 年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間 [※])の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	262,931 千円	営業外収益	8,880 千円	経常収益(イ)	271,811 千円	
	営業費用	737,317 千円	営業外費用	353 千円	経常費用(ロ)	737,670 千円	
	営業損益	△ 474,386 千円	営業外損益	8,527 千円	経常損益	△ 465,859 千円	
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	1,786,155.0 km					経常収支率	36.84 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	238,816 千円	営業外収益	488,029 千円	経常収益(イ)	726,845 千円	
	営業費用	715,126 千円	営業外費用	98 千円	経常費用(ロ)	715,224 千円	
	営業損益	△ 476,310 千円	営業外損益	487,931 千円	経常損益	11,621 千円	
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	1,863,672.0 km					経常収支率	101.62%

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	230,636 千円	営業外収益	465,604 千円	経常収益(イ)	696,240 千円	
	営業費用	675,843 千円	営業外費用	114 千円	経常費用(ロ)	675,957 千円	
	営業損益	△ 445,207 千円	営業外損益	465,490 千円	経常損益	20,283 千円	
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	1,874,758.0 km					経常収支率	103.00%

(補助対象事業者の「基準期間[※]」を最終年度とする連続した過去3年間「における実車走行キロ当たり経常費用等」)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ÷ナハ [※] =a	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ÷ナハ [※] =b	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用 (基準期間) ロ÷ナハ [※] =c
北近畿	360円. 55銭	383円. 77銭	412円. 99銭
	円 銭	円 銭	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常 費用 (a+b+c)/3 = ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常費用の 差 ニ－ヘ = ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ = ト
北近畿	385円. 77銭	446円. 82銭	385円. 77銭	円. 00銭	152円. 17銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対 象期間	補助金交付 要綱別表2 (注)4. の通 用割合 フ	改定率 コ
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	運行 系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行 回数 ()	計画平均乗 車密度	計画 輸送量	系統キロ程	地域公共交通再編事業 を実施する区域における キロ程	系統キロ程と地域公共交 通再編事業を実施する区域に おけるキロ程との比率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程	同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程	他路線との競合 部分に係るキロ程	他路線 との競 合率	補助ブロック 外乗入部分、 同一補助ブ ロック都道府 県外乗入部分 及び他路線と の競合部分以 外のキロ程の 比率
				起点	主な 経由地	終点												
							①＝カッコ 内	②	①×② ＝③	チ	オ	オ÷チ＝ク	リ	ヌ	ル	ル÷チ	(チ－(リ＋ヌ ＋ル))÷チ＝ ヲ	
北 近 畿	1	無	米原多和田線	米原駅東口	中多良	ローゼンパーク米原	366	日 3,054回 (8.3)	2.7	22.4 人	往 9.3km (平均) 復 9.3km 9.3km	往 0.0km (平均) 復 0.0km 0.0km		往 0.0km (平均) 復 0.0km 0.0km	往 9.3km (平均) 復 9.3km 9.3km	往 0.0km (平均) 復 0.0km 0.0km	0%	100%
	米原市	無	米原多和田線	米原駅東口	中多良	ローゼンパーク米原	366	日 3,054回 (8.3)	2.7	22.4 人	往 9.3km (平均) 復 9.3km 9.3km	往 0.0km (平均) 復 0.0km 0.0km		往 0.0km (平均) 復 0.0km 0.0km	往 9.3km (平均) 復 9.3km 9.3km	往 0.0km (平均) 復 0.0km 0.0km	0%	100%
北 近 畿	2	無	近江長岡線	長浜駅	市立長浜病院	近江長岡駅	366	日 4,303回 (11.9)	1.7	20.2 人	往 17.8km (平均) 復 17.8km 17.8km	往 0.0km (平均) 復 0.0km 0.0km		往 0.0km (平均) 復 0.0km 0.0km	往 17.8km (平均) 復 17.8km 17.8km	往 0.0km (平均) 復 0.0km 0.0km	0%	100%
	米原市	無	近江長岡線	長浜駅	市立長浜病院	近江長岡駅	366	日 4,303回 (11.9)	1.7	20.2 人	往 17.8km (平均) 復 17.8km 17.8km	往 0.0km (平均) 復 0.0km 0.0km		往 0.0km (平均) 復 0.0km 0.0km	往 10.8km (平均) 復 10.8km 10.8km	往 0.0km (平均) 復 0.0km 0.0km	0%	39.325%
	長浜市	無	近江長岡線	長浜駅	市立長浜病院	近江長岡駅	366	日 4,303回 (11.9)	1.7	20.2 人	往 17.8km (平均) 復 17.8km 17.8km	往 0.0km (平均) 復 0.0km 0.0km		往 0.0km (平均) 復 0.0km 0.0km	往 7.0km (平均) 復 7.0km 7.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km 0.0km	0%	60.674%
合計			系統								往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km		往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km		

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	補助ブロック外乗入部 分及び同一補助ブロッ ク都道府県外乗入部分 以外のキロ程の比率	計画実車走行キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ワ以下の額:カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益															補助対象 経常収益 の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ
						補助金交付要綱別表2(注)4.の適用がある 場合			3カ年平均 (d+e+f)/3 =ノ	基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間					
						基準期間にお ける実車走行 キロ当たり経 常収益の運用 改定による増 収分 f×コ÷(1+ ゴ)×フ=g	経常収益控 除額 ケとのいづ れか少ない 額 h	補助金交付 要綱別表2 (注)4.の選 用後のキロ当 たり経常収益 ノ-h=ノ		経常収益 ヤ ^h	実車走行 キロ マ ^h	補助対象系 統の実車走 行キロ当たり 経常収益 ヤ ^h ÷マ ^h =d	経常収益 ヤ ^e	実車走行 キロ マ ^e	補助対象 系統の実車 走行キロ当 たり経常収 益 ヤ ^e ÷マ ^e = e	経常収益 ヤ ^f	実車走行 キロ マ ^f	補助対象系 統の実車走 行キロ当 たり経常収 益 ヤ ^f ÷マ ^f =f			
北 近 畿	1	無	100%	55820.4	. km	21,533,835円	288円.04銭	0円.00銭	0円.00銭	288円.04銭	288円.04銭	15,837,085円	52,889.29km	299円.43銭	19,057,108円	53,728.89km	354円.69銭	11,691,891円	55,673.09km	210円.00銭	16,078,508円
	米原市		100%	55820.4	. km	21,533,835円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	288円.04銭	15,837,085円	52,889.29km	299円.43銭	19,057,108円	53,728.89km	354円.69銭	11,691,891円	55,673.09km	210円.00銭	16,078,508円
北 近 畿	2		100%	134520.3	. km	51,893,896円	85円.51銭	0円.00銭	0円.00銭	85円.51銭	85円.51銭	10,365,644円	131,183.29km	79円.01銭	10,382,500円	134,345.89km	77円.28銭	13,412,103円	133,768.09km	100円.26銭	11,502,830円
	米原市		39.32%	52900.1	. km	20,407,275円	85円.51銭	0円.00銭	0円.00銭	85円.51銭	85円.51銭	4,076,290円	51,587.89km	79円.01銭	4,082,818円	52,831.59km	77円.28銭	5,274,310円	52,604.36km	100円.26銭	4,523,488円
	長浜市		60.67%	81620.19	. km	31,486,621円	85円.51銭	0円.00銭	0円.00銭	85円.51銭	85円.51銭	6,289,355円	79,595.46km	79円.01銭	6,299,582円	81,514.36km	77円.28銭	8,137,794円	81,163.79km	100円.26銭	6,979,342円
合計				. km	円							円	. km		円	. km		円	. km		円

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額	補助対象経費 の限度額	タ又はレのうちい ずれか少ないほう の額	ソのうち補助ブロッ ク外乗入部分、同一 補助ブロック都道府 県外乗入部分及び 他路線との競合部 分以外に係るもの	ソのうち補助ブロック外乗 入部分及び同一補助ブ ロック都道府県外乗入部 分以外に係るもの	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線	補助対象経費	計画額	経常費用から 経常収益を 控除した額	損失額から国庫補 助額を控除した額
			カーヨ＝タ	カ×9/20＝レ	ソ	ソ×ラ＝ツ	ソ×ツ'＝ツ'	ツ×みなし運行回数ノ ①計画運行回数＝ネ	ナ	ナ×1/2＝ラ	ニ×ワーヨ＝ム	ム－ラ＝ウ
北 近 畿	1	無	5,455,327円	9,690,225円	5,455,327円	5,455,327円	5,455,327円	2,629.073円	2,629円	1,314.5円	5,455,327円	4,140,827円
	米原市		5,455,327円	9,690,225円	5,455,327円	5,455,327円	5,455,327円	2,629.073円	2,629円	1,314.5円	5,455,327円	4,140,827円
北 近 畿	2		40,391,066円	23,352,253円	23,352,253円	23,352,253円	23,352,253円	7,849.497円	7,849円	3,924.5円	40,391,066円	36,466,566円
	米原市		15,883,787円	9,183,273円	9,183,273円	9,183,273円	9,183,273円	3,086.815円	3,086円	1,543.0円	15,883,787円	14,340,787円
	長浜市		24,507,279円	14,168,980円	14,168,980円	14,168,980円	14,168,980円	4,762.682円	4,763円	2,381.5円	24,507,279円	22,125,779円
合計			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	ウの負担者とその負担割合									
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具 体的概要	
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
北 近 畿	1	無	657,200円	15.87%	3,483,627円	84.13%		%	0	0%		
	米原市	無	657,200円	15.87%	3,483,627円	84.13%	円	%	0	0%		
北 近 畿	2		1,962,200円	5.38%	34,504,366円	94.62%		%	0	0%		
	米原市		771,500円	5.38%	13,569,287円	94.62%	円	%	0	0%		
	長浜市		1,190,700円	5.38%	20,935,079円	94.62%	円	%	0	0%		
合計			円	%	円	%	円	%	円	%		

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	湖国バス株式会社	R11 年度
------	----------	--------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間 [※])の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	262,931 千円	営業外収益	8,880 千円	経常収益(イ)	271,811 千円	
	営業費用	737,317 千円	営業外費用	353 千円	経常費用(ロ)	737,670 千円	
	営業損益	△ 474,386 千円	営業外損益	8,527 千円	経常損益	△ 465,859 千円	
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	1,786,155.0 km					経常収支率	36.84 %
基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	238,816 千円	営業外収益	498,029 千円	経常収益(イ)	726,845 千円	
	営業費用	715,126 千円	営業外費用	98 千円	経常費用(ロ)	715,224 千円	
	営業損益	△ 476,310 千円	営業外損益	487,931 千円	経常損益	11,621 千円	
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ [〃])	1,863,672.0 km					経常収支率	101.62%
基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	230,636 千円	営業外収益	465,604 千円	経常収益(イ)	696,240 千円	
	営業費用	675,843 千円	営業外費用	114 千円	経常費用(ロ)	675,957 千円	
	営業損益	△ 445,207 千円	営業外損益	465,490 千円	経常損益	20,283 千円	
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ [〃])	1,874,758.0 km					経常収支率	103.00%

(補助対象事業者の「基準期間[※]」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ÷ハ=a	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ÷ハ=b	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c
北近畿	360円.55銭	383円.77銭	412円.99銭
	円 銭	円 銭	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常 費用 (a+b+c)÷3 = ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常費用の 差 ニ－ヘ = ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ = ト
北近畿	385円.77銭	446円.82銭	385円.77銭	円.00銭	152円.17銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対 象期間	補助金交付 要綱別表2 (注)4. の適用 割合 フ	改定率 コ
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	運行 系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行 回数 ()	計画平均乗 車密度	計画 輸送量 ①×② =③	系統キロ程 チ	地域公共交通再編事業 を実施する区域における キロ程 オ	系統キロ程と地域公共交通 再編事業を実施する区域に おけるキロ程との比率 オ÷チ=ク	補助ブロック外 乗入部分のキロ程 リ	同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程 ヌ	他路線との競合 部分に係るキロ程 ル	他路線 との競 合率 ル÷チ	補助ブロック 外乗入部分、 同一補助ブ ロック都道府 県外乗入部分 及び他路線と の競合部分以 外のキロ程の 比率 (チ－(リ+ヌ ナル))÷チ=ニ ラ
				起点	主な 経由地	終点												
								①=カッコ 内	②									
北 近 畿	1	無	米原多和田線	米原駅東口	中多良	米原駅西口	365	日 3297回 (8.3)	回 2.7	22.4 人	往 9.3km (平均) 復 9.3km 9.3km	往 0.0km (平均) 復 0.0km 0.0km		往 0.0km (平均) 復 0.0km 0.0km	往 9.3km (平均) 復 9.3km 9.3km	往 0.0km (平均) 復 0.0km 0.0km	0%	100%
	米原市	無	米原多和田線	米原駅東口	中多良	米原駅西口	365	日 3047回 (8.3)	回 2.7	22.4 人	往 9.3km (平均) 復 9.3km 9.3km	往 0.0km (平均) 復 0.0km 0.0km		往 0.0km (平均) 復 0.0km 0.0km	往 9.3km (平均) 復 9.3km 9.3km	往 0.0km (平均) 復 0.0km 0.0km	0%	100%
北 近 畿	2	無	近江長岡線	長浜駅	市立長浜病院	近江長岡駅	365	日 4380回 (11.9)	回 1.7	20.2 人	往 17.8km (平均) 復 17.8km 17.8km	往 0.0km (平均) 復 0.0km 0.0km		往 0.0km (平均) 復 0.0km 0.0km	往 17.8km (平均) 復 17.8km 17.8km	往 0.0km (平均) 復 0.0km 0.0km	0%	100%
	米原市	無	近江長岡線	長浜駅	市立長浜病院	近江長岡駅	365	日 4380回 (11.8)	回 1.7	20.2 人	往 17.8km (平均) 復 17.8km 17.8km	往 0.0km (平均) 復 0.0km 0.0km		往 0.0km (平均) 復 0.0km 0.0km	往 10.8km (平均) 復 10.8km 10.8km	往 0.0km (平均) 復 0.0km 0.0km	0%	39.325%
	長浜市	無	近江長岡線	長浜駅	市立長浜病院	近江長岡駅	365	日 4380回 (11.9)	回 1.7	20.2 人	往 17.8km (平均) 復 17.8km 17.8km	往 0.0km (平均) 復 0.0km 0.0km		往 0.0km (平均) 復 0.0km 0.0km	往 7.0km (平均) 復 7.0km 7.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km 0.0km	0%	60.674%
合計			系統								往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km		往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km		

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ))÷チ=マ	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ワ以下の値:カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益														補助対象経常収益の見込額 ノ×ワ以上の値:ヨ	
						補助金交付要綱別表2(注)4.の適用がある場合			3カ年平均 (d+e+f)/3=ノ	基準期間の前々年度		基準期間の前年度		基準期間							
						基準期間における実車走行キロ当たり経常収益の算出に用いる乗収分 f×コ÷(1+ゴ)×フ=g	経常収益控除額 ケとノのいずれか少ない値 h	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用後のキロ当たり経常収益 ノ-h=ノ		経常収益 ヤ ^h	実車走行キロ マ ^h	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ ^h ÷マ ^h =d	経常収益 ヤ ^e	実車走行キロ マ ^e	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ ^e ÷マ ^e =e	経常収益 ヤ ^f	実車走行キロ マ ^f	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ ^f ÷マ ^f =f			
北近畿	1	無	100%	55690.2	. km	21,483,608円	288円.04銭	0円.00銭	0円.00銭	288円.04銭	288円.04銭	15,837.085円	52,889.29km	299円.43銭	19,057.108円	53,728.89km	354円.69銭	11,691.891円	55,673.09km	210円.00銭	16,041,005円
	米原市		100%	55690.2	. km	21,483,608円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	288円.04銭	15,837.085円	52,889.29km	299円.43銭	19,057.108円	53,728.89km	354円.69銭	11,691.891円	55,673.09km	210円.00銭	16,041,005円
北近畿	2		100%	133768.0	. km	51,603,681円	85円.51銭	0円.00銭	0円.00銭	85円.51銭	85円.51銭	10,385.644円	131,183.29km	79円.01銭	10,382,500円	134,345.89km	77円.28銭	13,412.103円	133,768.09km	100円.26銭	11,438,501円
	米原市		39.32%	52604.3	. km	20,293,149円	85円.51銭	0円.00銭	0円.00銭	85円.51銭	85円.51銭	4,076.290円	51,587.89km	79円.01銭	4,082,818円	52,831.09km	77円.28銭	5,274.310円	52,604.36km	100円.26銭	4,498,191円
	長浜市		60.67%	81163.73	. km	31,310,532円	85円.51銭	0円.00銭	0円.00銭	85円.51銭	85円.51銭	6,289.355円	79,595.46km	79円.01銭	6,289,582円	81,514.36km	77円.28銭	8,137.794円	81,163.79km	100円.26銭	6,940,310円
合計				. km	円							円	. km		円	. km	円	. km		円	

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ	補助対象経費の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちいずれか少ないほうの値 ソ	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの ソ×ラ=ツ	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの ソ×ラ'=ツ'	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数÷①計画運行回数=ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ-ヨ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ワ
北近畿	1	無	5,442,603円	9,667,623円	5,442,603円	5,442,603円	5,442,603円	2,622,941円	2,622円 千円	1,311.0円 千円	5,442,603円	4,131,603円
	米原市		5,442,603円	9,667,623円	5,442,603円	5,442,603円	5,442,603円	2,622,941円	2,622円 千円	1,311.0円 千円	5,442,603円	4,131,603円
北近畿	2		40,165,180円	23,221,656円	23,221,656円	23,221,656円	23,221,656円	7,805,599円	7,805円 千円	3,902.5円 千円	40,165,180円	36,262,680円
	米原市		15,794,958円	9,131,917円	9,131,917円	9,131,916円	9,131,916円	3,069,552円	3,069円 千円	1,534.5円 千円	15,794,958円	14,260,458円
	長浜市		24,370,222円	14,089,739円	14,089,739円	14,089,740円	14,089,740円	4,736,047円	4,736円 千円	2,368.0円 千円	24,370,222円	22,002,222円
合計			円	円	円	円	円	円	千円	千円	円	円

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	ウの負担者とその負担割合								
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具体 的概要
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北 近 畿	1	無	655,500円	15.87%	3,476,103円	84.13%		%	0	0%	
	米原市	無	655,500円	15.87%	3,476,103円	84.13%	円	%	0	0%	
北 近 畿	2		1,951,200円	5.38%	34,311,480円	94.62%		%	0	0%	
	米原市		767,200円	5.38%	13,493,258円	94.62%	円	%	0	0%	
	長浜市		1,184,000円	5.38%	20,818,222円	94.62%	円	%	0	0%	
合計			円	%	円	%	円	%	円	%	

2年目以降(令和 9 年度)

補助プログラム名	申請番号	確保維持費国庫補助金申請番号
	当年度 第1号	当年度 第1号
北近畿	第1号(5-1)	米原多和田線 第1号

【購入車両減価償却費】
○事業の減価償却方法(定率法や定額法)※法令で定められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存権額(円)	普通償却限度額	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	ととのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 千円を12月×1/2で割った額	計画額(千円)	*残存価格(円)
1	15,000,000	1,944,000	972,000	0	972,000	0	972,000	12	972,000	486.0	972,000
米原市	15,000,000	1,944,000	972,000		972,000	1,090,605	972,000	12	972,000	486.0	972,000
計	15,000,000	1,944,000	972,000		972,000	1,090,605	972,000		972.0	486	972,000

【車両購入金融費用】
○事業の返済方法(元利均等の元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	返済の 低いの率 (%)	補助対象経費	計画額(千円)
			(回)	(回)				
1					1	1	7	7×1/2=4
A市								
B市								
2								
A市								
B市								
計								千円

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マ+7	486
972	486
972	486
合計	

【負担者とその負担割合】

補助 プログラム 番号	市町村	負担者ごとの負担割合		事業費自己負担	その他の費の 負担割合
		負担割合	負担額	負担割合	負担額
マ+7	24,000	%	円	%	円
972	24,000	%	円	%	円
972	24,000	%	円	%	円
合計		%	円	%	円

2年目以降(令和10年度)

補助プログラム名	申請番号	確保維持費国庫補助金申請番号
	当年度 第1号	当年度 第1号
北近畿	米原多和田線	

【購入車両減価償却費】
○事業年度の減価償却方法(定率法や定額法)※法令で定められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	普通償却限度額	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	ととのうちない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 クセキ+2月+マ 減価償却費+マ	計画額(千円)	*残存価格 (円)
1	15,000,000	972,000	972,000	ク	ム+ク=ノ	オ	72,000	12	972,000	486.0	0
米原市	15,000,000	972,000	972,000		972,000	1,090,605	972,000	12	972,000	486.0	0
計	15,000,000	972,000	972,000		972,000	1,090,605	972,000		972.0	千円 486	0

【車両購入金融費用】
○事業年度の返済方法(元利均等の元金均等)

--

申請番号	金融費用補助 対象額(円)	償還期間 (月)	今年度償還回数 (回)	借入利率(%) 年利	上記5項のうち 低い方の率 (%)	補助対象経費 7	計画額(千円) 7×1/2=4
1				エ	エ	7	7×1/2=4
A市							
B市							
2							
A市							
B市							
計							千円

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マ+7	486
972	486
972	486
合計	

【負担者とその負担割合】

補助 プログラム 番号	都道府県	市町村	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	その他の市の 負担割合
1	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000
2	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000
合計	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000

車両減価償却費補助金 償却費計算表

・車両概要

使用路線 5年度購入車両： 米原多和田線	車番 1398号車	購入月 10月購入	車番	購入月 10月購入
-------------------------	--------------	--------------	----	--------------

・購入価格（税別）

車両購入総額	16,830,331円
車体価格	14,552,331円
ワンマン機器	2,278,000円
内訳	
運賃箱	680,000円
音声合成	568,000円
行先表示機	758,000円
整理券発行機	234,000円
バックカメラ	なし
取付工事費	38,000円

・償却費計算（事業者）

対象額(備忘価格)	16,830,330円
補助限度額(固定)	15,000,000円
5年度償却額	6,732,132円
6年度償却額	4,039,284円
7年度償却額	2,423,568円
8年度償却額	1,454,136円
9年度償却額	1,090,605円
10年度償却額	1,090,605円
償却費補償額	10.80% ⇒ 1,620,000円

・償却費計算（補助限度額）

対象額(備忘価格)	16,830,330円
補助限度額(固定)	15,000,000円
5年度償却額	6,000,000円
6年度償却額	3,600,000円
7年度償却額	2,160,000円
8年度償却額	1,296,000円
9年度償却額	972,000円
10年度償却額	972,000円

・事業者 償却費計算（10-9月 会計年度計算）

4-3月年度	月当たり償却額	償却月数	10-9月分	残存価格
5年度	561,011円	12ヶ月	6,732,132円	10,098,198円
6年度	336,607円	12ヶ月	4,039,284円	6,058,914円
7年度	201,964円	12ヶ月	2,423,568円	3,635,346円
8年度	121,178円	12ヶ月	1,454,136円	2,181,210円
9年度	90,884円	12ヶ月	1,090,605円	1,090,605円
10年度	90,884円	0ヶ月	1,090,605円	0円
合計	1,402,528円	60ヶ月	16,830,330円	

・補助対象経費 償却費計算（10-9月 会計年度計算）

補助年度	限度額	月当たり償却額	償却月数	10-9月分	残存価格
5年度	6,000,000円	500,000円	12ヶ月	6,000,000円	9,000,000円
6年度	3,600,000円	300,000円	12ヶ月	3,600,000円	5,400,000円
7年度	2,160,000円	180,000円	12ヶ月	2,160,000円	3,240,000円
8年度	1,296,000円	108,000円	12ヶ月	1,296,000円	1,944,000円
9年度	972,000円	81,000円	12ヶ月	972,000円	972,000円
10年度	972,000円	81,000円	0ヶ月	972,000円	0円
合計			60ヶ月	15,000,000円	

耐用年数 (年)	定額法の 償却率	平成 19 年 4 月 1 日から 平成 24 年 3 月 31 日までの間に 取得をされた減価償却資産			平成 24 年 4 月 1 日以後に 取得をされた減価償却資産		
		250% 定率法の 償却率	改定 償却率	保証率	200% 定率法の 償却率	改定 償却率	保証率
2	0.500	1.000	—	—	1.000	—	—
3	0.334	0.833	1.000	0.02789	0.667	1.000	0.11089
4	0.250	0.625	1.000	0.05274	0.500	1.000	0.12499
5	0.200	0.500	1.000	0.06249	0.400	0.500	0.10800
6	0.167	0.417	0.500	0.05776	0.333	0.334	0.09911
7	0.143	0.357	0.500	0.05496	0.286	0.334	0.08680
8	0.125	0.313	0.334	0.05111	0.250	0.334	0.07909
9	0.112	0.278	0.334	0.04731	0.222	0.250	0.07126
10	0.100	0.250	0.334	0.04448	0.200	0.250	0.06552

・償却費補償額

年間償却費が保障率を下回る場合、償却率を200%定率法から改定償却率に変更する。

※5年償却の場合は、200%定率法⇒40%

保障率⇒10.80%

改定償却率⇒50%

4年目・5年目は補償額を下回るため、償却率を50%とし2年で残存価格を償却する。

事 業 者 名			湖国バス株式会社		
運 行 計 画 担 当 部 門		(担当部門の名称) 業務部	(責任者役職、氏名) 部長 北村 真治		
補 助 金 担 当 部 門		(担当部門の名称) 業務部	(責任者役職、氏名) 課長 近藤 章博		

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表

運行系統										年間輸送実績					経常収益			平均乗車密度算定				実態調査日		令和		年		月		日		実施	
申請 番号	運 行 系統名	起 点	主 な 経由地	終 点	キロ程 (km)	運行 回数 (回)	輸送人員 (人)	1人 平均 乗車 キロ (km)	輸 送 人 千 口 (人千口)	運 送 収 入 (B) (円)	乗車走行 キロ (C) (km)	運送雑収 (D) (円)	営 業 外 収 益 (E) (円)	計 (B)+(D)+(E) (円)	運賃決定後、適用 の平均賃率、日限 + 適用 決定前、適用 の平均賃率、日限	平均 賃率 (F) (円)	平均乗車 密 度 (B) (人) (C) × (F) (G)	輸送量 (A) × (G)	市町村に よる回数 券購入等 の有無														
1	米原 多和田線	米原駅東口	中多良	ローザンベ リー多和田	9.3	8.3	35,123	8.17	286,954.9	11,267,102	55,706.8	148,092	276,697	11,691,891	81.15/1.1×365 365	73.77	2.7	22.4	無														
2	近江長岡線	長浜駅	市立 長浜病院	近江長岡駅	17.8	11.9	60,187	6.08	365,936.9	12,391,453	133,593.5	355,823	664,827	13,412,103	58.62/1.1×365 365	53.29	1.7	20.2	無														
合計					27.1	20.2	95,310		652,891.8	23,658,555		503,915	941,524	25,103,994					有、無														

〔記載要領〕

- この書類は、補助対象期間（補助金交付要綱第 5 条で定める期間）の前々年度（様式 1-8 に基づく経過措置分の申請に係る添付については当該年度。以下同じ。）の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること（補助対象系統のみ記載すること）。
- 申請番号は、生活交通ネットワーク計画認定申請書（経過措置分への添付にあつては補助金交付申請書）の申請番号と同一のものとすること。
- 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第 1 位まで記載すること。
- 運行回数は、補助対象期間の前々年度中における 1 日の平均を小数点第 1 位（第 2 位以下切り捨て）まで算出して記載すること。なお 1 往復を運行回数 1 回とし、循環系統の場合は、1 循環で運行回数 1 回とする。
- 1 人平均乗車キロは、運行系統ごとに実態調査に基づいて記載すること。
- 輸送人キロは、輸送人員 × 1 人平均乗車キロにより算出すること。
- 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の前々年度の運送収入について、原則として年 1 回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。
- 実車走行キロは、小数点第 1 位（第 2 位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 平均賃率は、停留所相互間総運賃額 ÷ 停留所相互間総キロにより銭単位まで算出すること（銭未満切捨て）。ただし、補助対象期間中の前々年度に運賃改定があった場合の当該運行系統の平均賃率は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、スト及び積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。
- 平均乗車密度は (B) ÷ (C) ÷ (F) と運算し、その値について、小数点第 1 位（第 2 位以下切り捨て）まで算出すること。
- 備考欄には、補助対象期間の前々年度中に運行回数の変更があった場合、スト及び積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合又は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。
- 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、実車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。
- 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるものの有無について記載すること。

生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、実施時期及びその他特記事項

令和8年5月 県とりまとめ資料

No.	路線	取組項目	継続新規	取組年度	参画主体	取組内容	事業実績	R9年度計画期間の取組方針
12	米原多和田線	全国公共交通系ICカードの導入	継続	R4年度～	湖国バス	2021年3月27日より、全国公共交通系ICカード“ICOCA”を導入することで、利便性向上とキャッシュレス決済の推進による感染症対策により安全・安心・便利な交通機関を目指す。 また、定期券の区間式から金額式への移行により、新規利用者の掘り起しに努める。	R7年度 ICOCA利用率 定期外利用のみ:51.0% 定期券利用含む:45.8%	引き続き取組を実施
12	米原多和田線	デジタルチケットを活用した利用促進	継続	R5年度～	県 観光事業者 バス事業者 米原市	路線バスと観光施設の入場券をセットにしたデジタルチケットを発売し、路線バスの利用促進を図る。	当該路線の利用者が順調に増加(16,300人増しており、デジタルチケットの活用に際しても費用が必要であることから令和6年10月から令和7年度9月の間は実施していない。	引き続き取組を実施
12	米原多和田線	市広報紙、市公式ウェブサイトでの周知	継続	毎年度	米原市	市広報紙、市公式ウェブサイトにおいて路線バスや公共交通についての情報掲載	市広報紙:路線バスについての情報掲載、令和8年3月 市公式ウェブサイト:路線バスや他の地域公共交通についての情報掲載	引き続き取組を実施
13	近江長岡線	全国公共交通系ICカードの導入	継続	R4年度～	湖国バス	2021年3月27日より、全国公共交通系ICカード“ICOCA”を導入することで、利便性向上とキャッシュレス決済の推進による感染症対策により安全・安心・便利な交通機関を目指す。 また、定期券の区間式から金額式への移行により、新規利用者の掘り起しに努める。	R7年度 ICOCA利用率 定期外利用のみ:51.0% 定期券利用含む:45.8%	引き続き取組を実施
13	近江長岡線	地域特性に応じた交通ネットワーク構築事業	継続	R5年度～	県 バス事業者 長浜市 米原市	交通ネットワークモデルの実証を行い、公共交通網と軸の再編による有効性、利便性向上等の効果検証を行う。	伊吹高校の通学支援としてまいちゃん号との共通通学定期券・ 回数券制度の構築 R6年10月～R7年3月 対象生徒54名、利用者6767人 R7年4月～R7年9月 対象生徒80名、利用者5213人 計11,980人	伊吹高校通学支援について引き続き取組実施

その他バスネットワーク全体の活性化や再編・利用促進につながる取組

令和8年5月 県とりまとめ資料

No.	路線	取組項目	取組年度	参画主体	取組内容	事業実績	R9年度以降の取組方針
12.13	米原多和田線、近江長岡線 (米原市)	学校等における交通環境学習	毎年度	バス事業者・県・市	市内小学校等で交通環境学習を実施	R7年度：1校で実施	引き続き取組実施

(名称) 米原市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
米原市における地域公共交通は、利用者数そのものが少ないことや、運転手不足、運行経費の増加も相まって、これを取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。一方で、地域公共交通は運転免許を持っていない学生、児童、高齢者、障がい者等にとって、なくてはならない移動手段であり、地域公共交通を維持することは市民の生活にとって重要な取組の1つとなっています。 本市では、一度に多くの方が移動できる「鉄道」や「路線バス」を幹線として位置付け、市民や市外住民の積極的な利用促進を図っています。また、乗合タクシーは、鉄道や路線バスが運行していない地域への移動の際に用いられる移動手段で、主に地域住民の移動を支える支線と位置付けています。 平成16年に旧米原町域で運行を開始した乗合タクシーは様々な変更や見直しを経て、現在、市全域で運行されています。乗合タクシーは、市民の日常生活を支える重要な路線となっており、地域公共交通確保維持事業により、乗合タクシーの運行を維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要です。
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
・乗合タクシーの令和10年度の収支率の目標値を17.1%（令和4年度実績17.1%）とします。 ・乗合タクシーの令和10年度の乗合人数の目標値を1.50人/台（令和4年度実績1.45人/台）とします。 ※乗合人数：乗合タクシー1台あたりの乗車人数 ・乗合タクシーと路線バスの令和10年度の対策事業費の目標値を1.21億円/年（令和4年度実績1.21億円/年）とします。 （米原市地域公共交通計画 P24 参照）
(2) 事業の効果
乗合タクシーの運行を維持することにより、市全域の学生、児童、高齢者、障がい者等の日常生活に必要な移動手段が確保されます。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながります。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・移動実態に基づいた効率的な運行方式への見直し（米原市、事業者） ・出前講座や体験乗車会等の実施（米原市、事業者） ・学校等への出前講座による地域公共交通の現状紹介（米原市） ・市広報誌やYouTube、SNSを活用した地域公共交通の情報発信（米原市） ・高齢者の運転免許自主返納の促進（米原市）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
表1を添付

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
米原市から運行事業者への補助金額については、運行収入（14,966,335 円）および国庫補助金を運行経費（90,061,600 円）から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・ 収支や乗合人数について、数値指標によるモニタリング・評価を実施 ・ OD 調査 ・ 米原市市民意識調査の「地域公共交通の満足度」の調査
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表 5 を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論
・ 令和5年4月27日（令和5年度第1回）協議会設立、計画の策定に向けて協議 ・ 令和5年8月10日（令和5年度第2回）計画策定に向けた調査費に向けて協議 ・ 令和5年11月29日（令和5年度第3回）計画骨子案について協議 ・ 令和6年1月31日（令和5年度第4回）計画案について意見集約 ・ 令和6年2月7日 意見を反映し計画案を、全ての構成員へ送付。更なる意見はなく計画案に対し合意を得られた。） ・ 令和6年5月28日（令和6年度第1回）計画承認、計画（別紙）（令和7年度分）承認 ・ 令和7年6月23日（令和7年度第1回）計画（別紙）（令和8年度分）承認 ・ 令和8年6月24日（令和8年度第1回）計画（別紙）（令和9年度分）承認（予定）
19. 利用者等の意見の反映状況
米原市パブリックコメント制度に基づき、市のホームページ等にて本計画に関する意見を募集した。市民、路線バス利用者、乗合タクシー利用者を対象にしたアンケート調査の結果、利便性の低さを挙げている方が多く、利用者や市の負担を維持しつつ、可能な範囲でのサービスの向上が求められており、地域公共交通の利便性の向上に重点を置いた計画とした。
20. 長浜市、岐阜県関ヶ原町における乗合タクシーまいちゃん号の位置づけ
乗合タクシーまいちゃん号が長浜市、岐阜県関ヶ原町に跨っているが、当該市町では乗合タクシーまいちゃん号に係る費用負担を行っていないため、それぞれ地域公共交通計画に位置付けていない。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 滋賀県米原市米原 1016 番地

(所 属) 米原市役所まち整備部都市計画課地域交通政策室

(氏 名) 大塚祐司

(電 話) 0749-53-5111

(e-mail) mob@city.maibara.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R9年度

R10年度～計画期間最終年度については、R9年度事業から運行内容に変更がないため省略

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
米原市	近江タクシー(株)	(1) 乗合タクシーまいちゃん号		米原市全域		往 復 km	365日	37,247回			区域運行	①	米原駅、近江長岡駅で補 助対象地域間幹線系統米 原多和田線、近江長岡線と 接続	②
		(2)				往 復 km	日	回						
		(3)				往 復 km	日	回						
		(4)				往 復 km	日	回						
		(5)				往 復 km	日	回						

51(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	米原市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	37,225
交通不便地域等	-

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
米原市地域公共交通計画	令和6年6月1日	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）①））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

協議第5号 乗合タクシーまいちゃん号の運行最適化について

協議の概要

本市の公共交通の要である「まいちゃん号」を、将来にわたって持続可能なものとするための抜本的な見直しを行います。

高齢化が進む中で、いかにして利用者の利便性を高めつつ、膨らみ続ける運行経費を抑制していくか。この難題を解決するために、デジタル技術を活用した「ビジネスモデルの転換」を図ります。

目次

- | | | |
|-------------------------|---|------|
| <u>1 現状</u> | } | 前回説明 |
| <u>2 課題</u> | | |
| <u>3 基本方針</u> | | |
| <u>4 令和8年度予算</u> | | |
| <u>5 AI配車のイメージ</u> | | |
| <u>6 利用者からみた具体的な変更点</u> | | |
| <u>7 その他</u> | | |

1 現状

まいちゃん号は、デマンド型（完全予約制）の乗合タクシーで、特に高齢者の通院・買物目的での利用が多く、ほかに交通手段を持たない高齢者の日常生活における移動手段を確保する重要な役割を担っています。

2 課題

○運行経費の増加

利用者の増加とともに運行経費が増加しており、利用者数を減らすことなく（高齢者の日常生活における移動手段を確保しながら）、運行経費をいかに抑制するかが課題となっています。

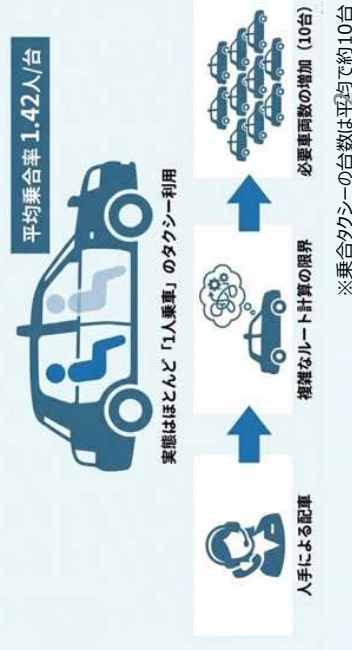


年度	利用者数	運行負担額 (補助金額)	備考
令和6年度	49,618人	75,111千円	実績
令和7年度	56,000人	96,698千円	実績
令和8年度	63,000人	108,484千円	4-3月分予測値

○運行効率の限界

現在は人手による配車を行っています。そのため、同一時刻に同一方面への予約が重なった際、複数の停留所を順次経由する過程で、予約時刻から10分程度の遅延が発生する場合があります。
また、予約確定後に配車ルートの検討を行う運用となっているため、到着時間を事前に利用者へ伝えることができません。

運行効率の限界：アナログ配車の壁



○「要支援者交通空白」が発生

まいちゃん号では停留所間隔による空白はありませんが、停留所まで移動できない交通弱者の移動ニーズを賄い切れていません。

乗合タクシーまいちゃん号の運行最適化について

3 基本方針

○ビジネスモデルの転換

乗合タクシーまいちゃん号の運行方法は極力変更せず、配車システムとしてAIオンデマンド方式※を導入します。また、運行事業者との運行経費精算方法をタクシーメーター方式から車両貸切方式に変更します。

○AI配車による運行効率化

予約時に瞬時にルート进行計算し、その場（電話予約の場合はオペレーター経由、web予約の場合はweb画面）で乗車時刻の伝達が可能です。

また、配車システムの高度化で個人属性に応じた停留所設定が可能となります。



※AIオンデマンド方式

民間事業者が展開する乗合オンデマンド交通サービスです。停留所間をAIが最適ルートで配車し、高齢者の外出支援や買い物、通院を支えます。全国の80自治体（令和7年7月現在）で公共交通の補完として導入されています。

4 令和8年度予算 コミュニティタクシー運行対策費補助金104,000千円

内訳

・令和8年4月分から令和9年1月分まで

現行システムで積算 80,600千円（令和7年度比約12%増）

・令和9年2月・3月分

新システムで積算 23,400千円

※新システム移行に必要な初期費用は、国庫補助金の交付対象（運行事業者が事業主体）
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金：交通空白解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト）

令和9年度の運行負担額は

約9,000万円

約2,200万円の抑制

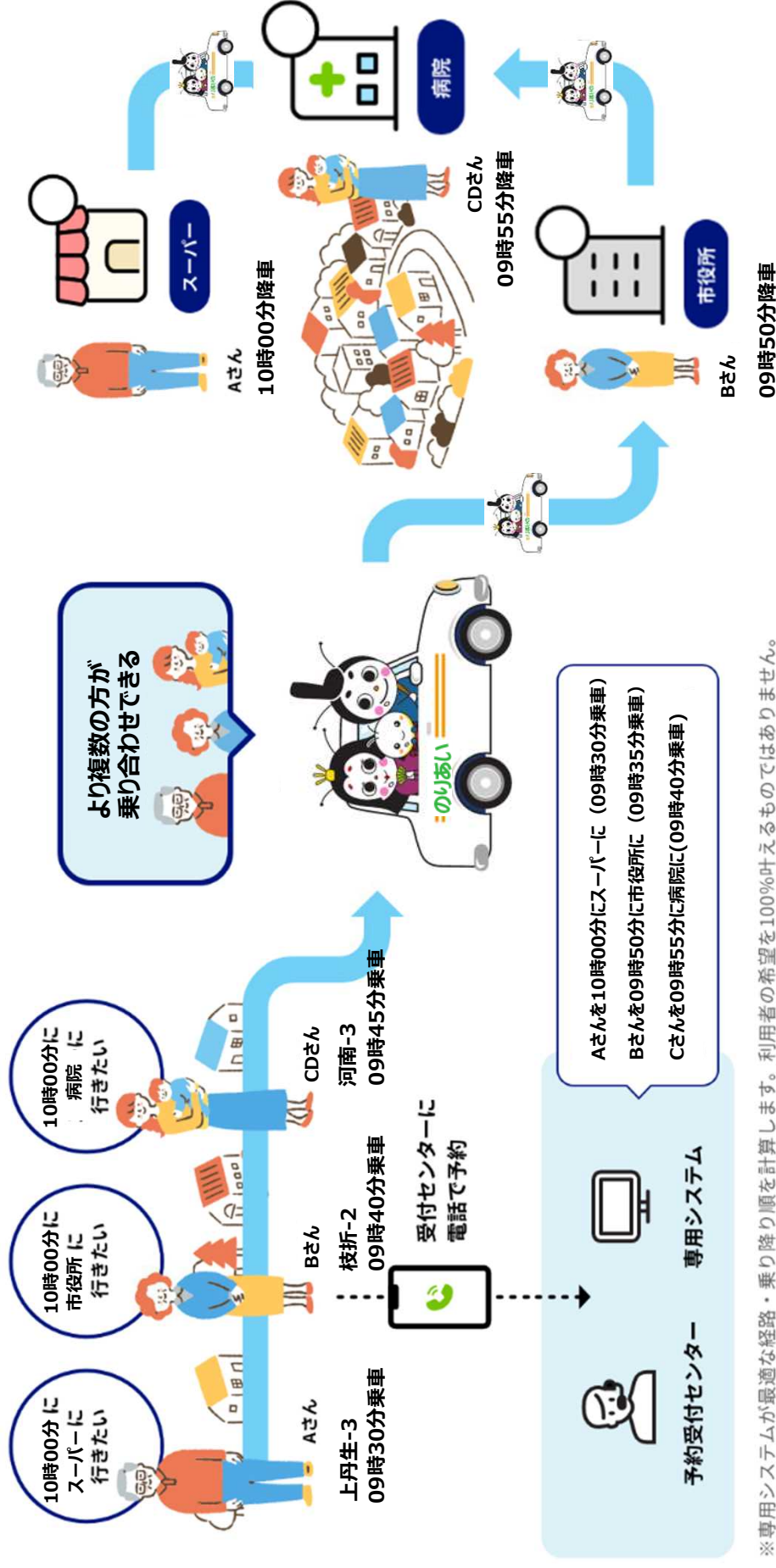
「貸切固定制」×「AI高効率配車」

= 車両台数削減（10台→5台）とコスト固定化



5 AI配車のイメージ

車両貸切制、AI高効率配車、予約時に乗車時間を伝達することができるため、現状よりも少ない台数で運行が可能となります。



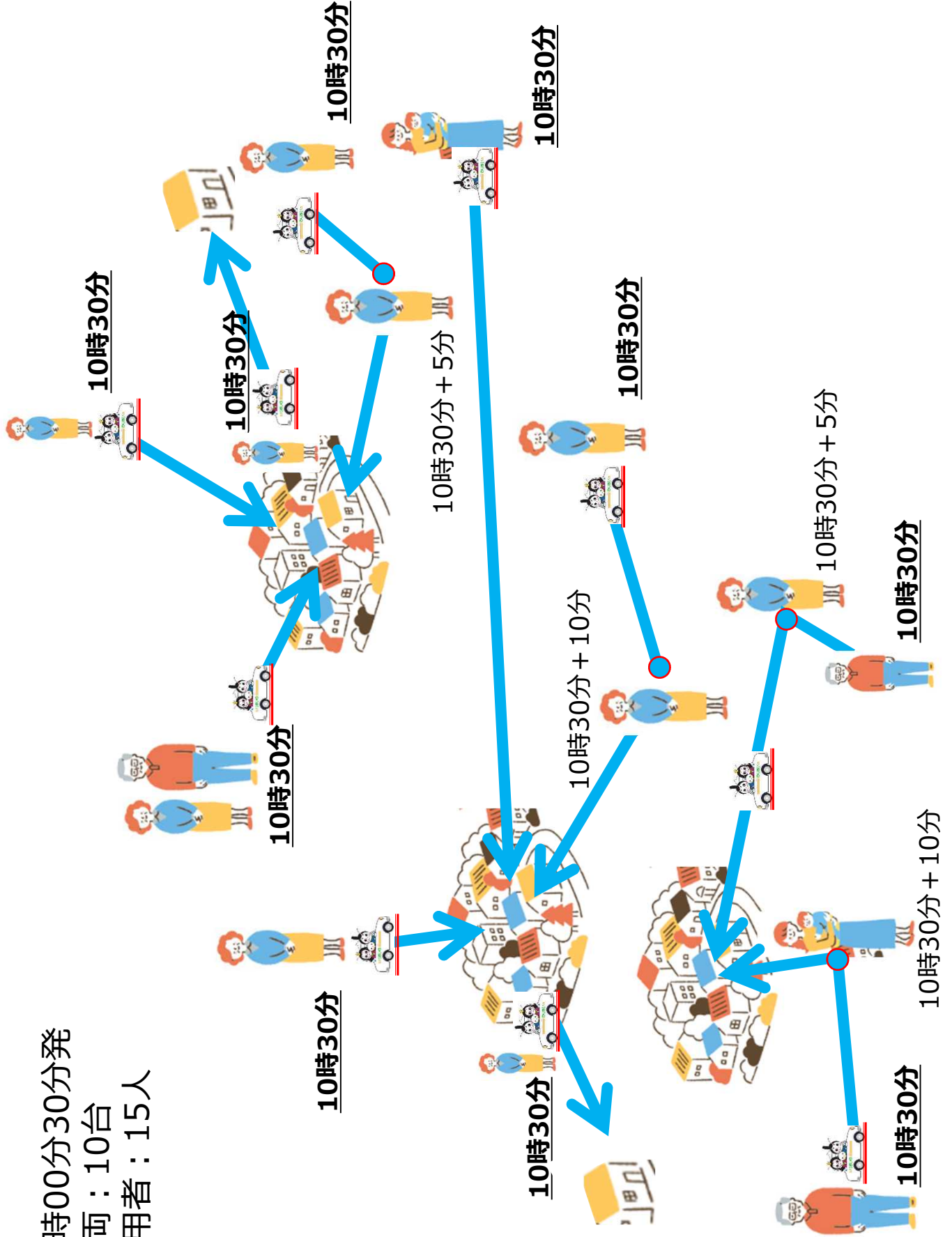
※専用システムが最適な経路・乗り降り順を計算します。利用者の希望を100%叶えるものではありません。

現行：まいちゃん号配車イメージ（アナログルート×運行時刻縛りあり）

毎時00分30分発

車両：10台

利用者：15人

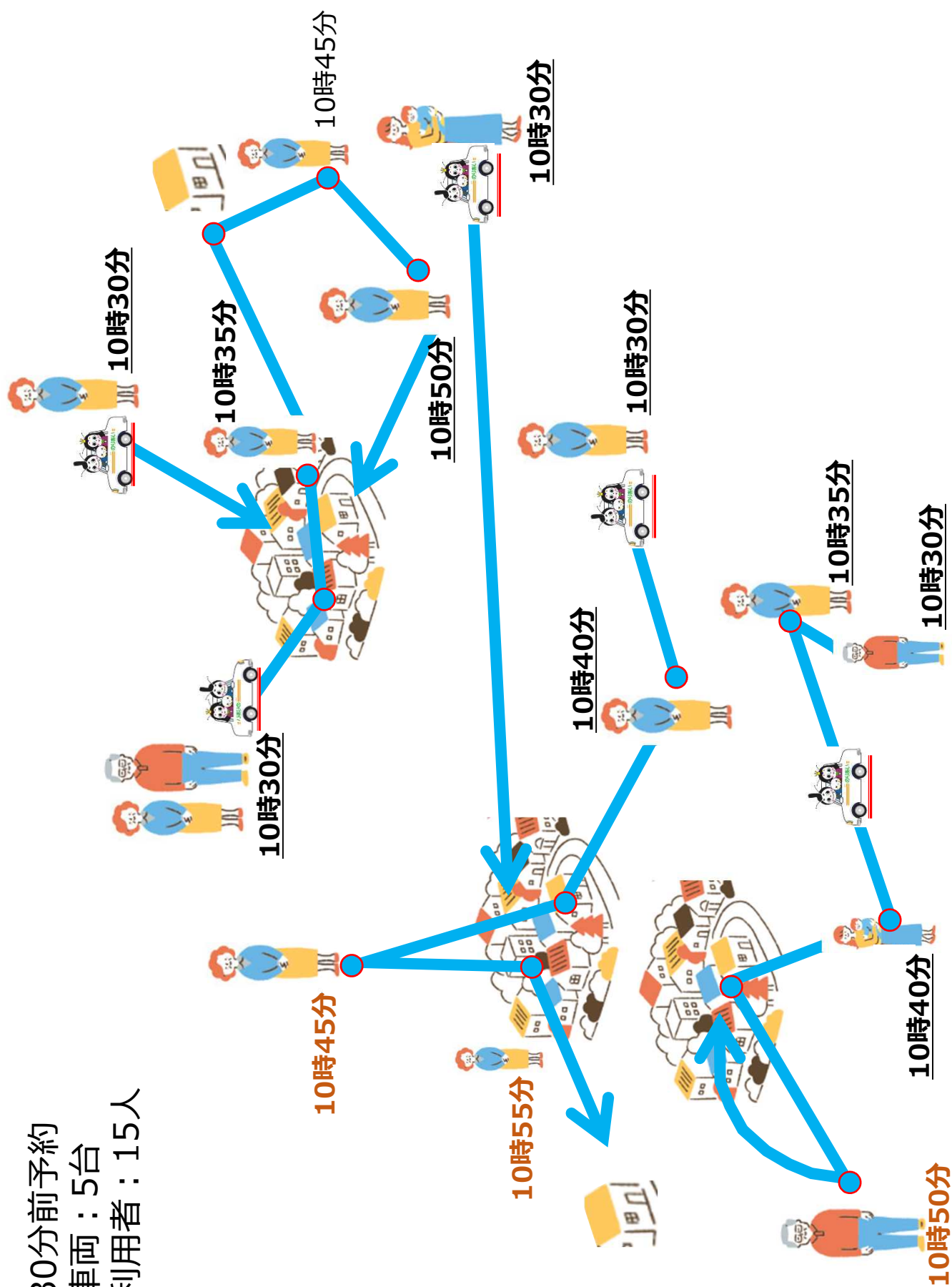


改正：まいちゃん号配車イメージ（AIルート×運行時刻縛りなし）

30分前予約

車両：5台

利用者：15人



6 利用者からみた具体的な変更点

①自宅停留所（仮想停留所）の導入

現行：停留所以外での乗降は不可

変更：個人の属性に応じて自宅前に専用の停留所を仮想で設定する。

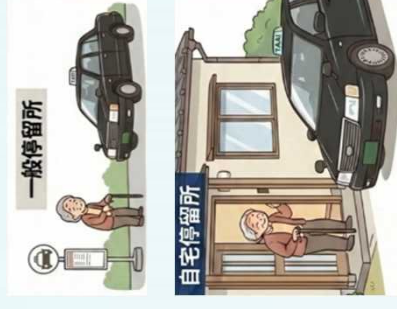
⇒利用者本人およびオペレーター以外は見えない停留所を設定する。

⇒利用登録がデジタル化・データベース化できるので実現。

⇒一般停留所（同じエリア内の最寄停留所）と同じ扱いとする。

⇒自宅停留所が利用できる方（案）

総合支援事業の「事業対象者」以上の方、障がい者、妊婦



総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）は、要支援の方や、介護が必要になる前の段階にある高齢者が、地域の特徴を活かした介護予防サービスを利用できる仕組みです。

総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の「事業対象者」とは、65歳以上で「基本チェックリスト」を実施し、生活機能の低下がみられると判定された方を指します。要支援認定レベルには至っていないものの、将来的な要介護状態を防ぐためのサポートが必要な状態です。

歩行能力の目安（市内対象者数）※65歳以上人口11,358人 R8.3.1現在

総合事業対象者：屋内外を自力で歩行可能です。ただし、長距離の歩行や階段の昇り降りに疲労やふらつきが見られることがあります。（141人）

要支援1～2：杖や歩行器などの福祉用具を利用して自力歩行が可能な状態です。歩行が不安定になり転倒リスクがあります。（495人）

要介護1～2：杖や歩行器で歩行できることもありますが、見守りや一部介助が必要です。（999人）

要介護3～5：歩行が極めて困難になり、屋内でも車椅子を利用したり、寝たきりに近くなることが多くなります。

（758人）

乗合タクシーまいちゃん号の運行最適化について

②1区間利用料金（案）

※別途運賃協議部会に準じて決定する。※こども料金の變更に伴い通学定期券の額も見直す。

	現行		變更	備考
	通常	乗合	通常	
市内 (市内通勤含む)	大人	500円	250円	600円 満70歳未満
	高齢者A	300円	150円	300円 満70歳以上
	高齢者B	—	—	300円 満75歳以上
	高齢者C	—	—	150円 総合支援事業対象者以上 (介添人は料金区分に関わらず高齢者C1人につき1人まで高齢者Cと同額)
	中学生・高校生	300円	150円	300円
	妊婦等	300円	150円	300円
	こども	250円	130円	300円
	障がい者	150円	150円	150円 各手帳保有者（ただし、市が認める障がい児を含む。） (介添人は料金区分に関わらず障がい者1人につき1人まで障がい者と同額)
	介助者	150円	150円	150円 市内事業者等が介助を行う場合
市外	大人	—	—	1200円
	こども	—	—	600円
	障がい者	—	—	600円
登録なし	大人	800円	—	2400円 ワンタイム利用
	こども	400円	—	—
	障がい者	400円	—	—

③運行時間帯

現行： 6時台から19時台まで 毎時00分30分出発 出発の30分前までに予約（伊吹北部地域は1時間前まで）
変更： 7時00分出発から19時59分到着まで 出発の30分前までに予約

④予約方法

現行： 電話予約、web予約、FAX予約（24時間受付）
早朝（6時～9時）の便は前日の21時までに予約が必要
東草野エリア、上板並・小泉エリアの停留所からの乗車は1時間前までの予約

変更： 電話予約は8時30分から16時まで

Web予約は24時間受付

LINE予約は24時間受付：新規開始

早朝の便の予約の制限はなく、30分前予約でいつでも

東草野エリア、上板並・小泉エリアの停留所からの乗車の予約も30分前までに短縮するが、配車に時間を要する場合がある。

⑥まいちゃんバスの統合（まいちゃん号化）

現行：まいちゃんバス 定時定路線 甲津原－近江長岡駅間（3往復） 予約不要 150円/1乗車

土日、年末年始は運休

変更：まいちゃん号 30分前予約でいつでも（土日、年末年始も運行）

東草野エリア－上板並・小泉エリア－伊吹共通エリア－山東共通エリア 予約必要150円/1乗車

上記以外のエリアは乗換 料金別

⇒これまでのまいちゃんバスと同じ料金でケアセンター、フレンドマート、近江長岡駅等に乗車可能

⇒貸切車両を上記エリアに配置する必要性から乗換が必要。ただし、予約は一括で可能。

まいちゃんバスの年間利用者数 約1,000人（微減傾向）

甲津原⇒近江長岡駅

「甲津原1」発が利用の60%を占める

近江長岡駅⇒甲津原

「甲津原1」着が利用の88%を占める。

⑦市立長浜病院・長浜日赤病院への停留所設置とタクシー助成券の廃止

現行：市立長浜病院・長浜日赤病院へ行く場合、市内は乗合タクシーまいちゃん号、市境界から病院までは

一般タクシーを活用。一般タクシーの運賃に利用できるタクシー助成券8000円/年度を配布

タクシー助成券対象：75歳以上、障がい者、妊婦、高校生

変更：市立長浜病院・長浜日赤病院に停留所を設置して乗換なしで利用可能

市立長浜病院・長浜日赤病院に停留所の利用対象者：75歳以上、障がい者、妊婦

タクシー助成券は廃止する。

市立長浜病院停留所へ行く場合の料金券：西地域から1200円程度 東地域から1800円程度

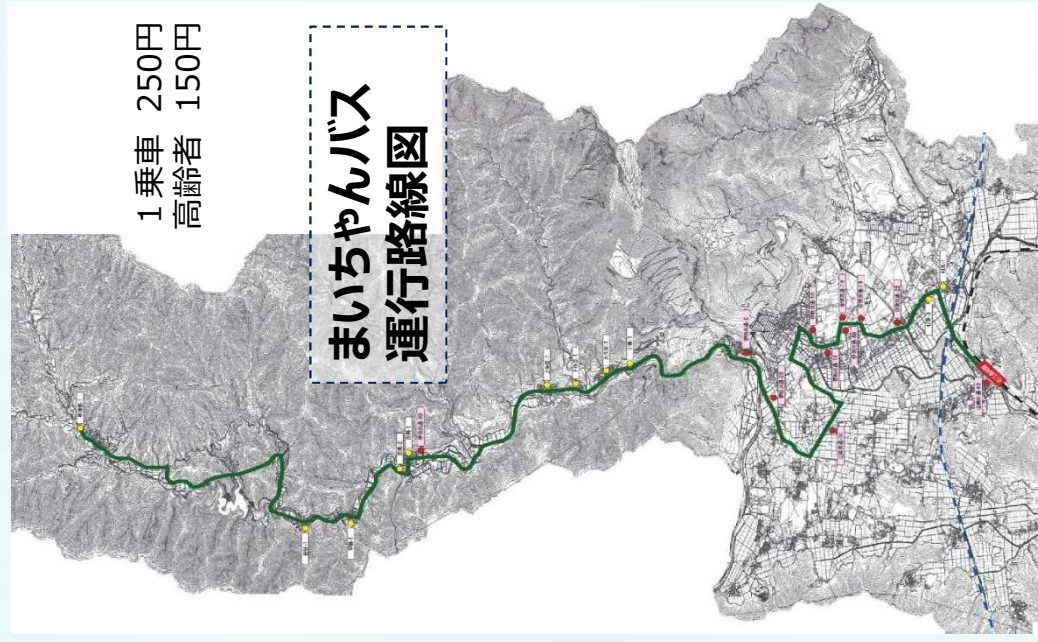
長浜日赤病院停留所へ行く場合の料金券：西地域から1500円程度 東地域から1800円程度

参考）乗合タクシーまいちゃん号の利用の約1割が市境界付近の停留所を利用（約5,600人）

参考）市境界付近の停留所利用の約9割が75歳以上の高齢者（約5,000人）

参考）タクシー助成券の約9割が市立長浜病院・長浜日赤病院行きで使用（約4,500人）

⑥まいちゃんバスの統合（まいちゃん号化）

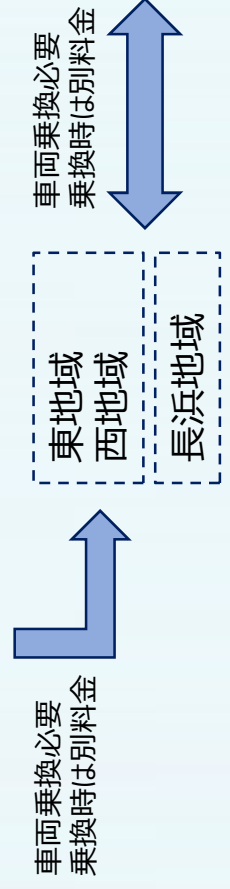


1乗車 250円
高齢者 150円

まいちゃんバスの運行
地域を
まいちゃん号「伊吹北
部地域」として統合



1乗車 250円
高齢者 150円



7 その他

①関ヶ原停留所の取扱いの継続

現行：関ヶ原町内の3つの停留所は降車専用

運行時刻は7時00分、8時00分、9時00分、10時00分

出発エリアは、弥高藤川エリア、杉澤・柏原エリア限定。

変更：取扱いは継続 運行時刻は7時出発から10時出発まで
(概ね1時間に1本を限度に配車)

東地域の利用のうち関ヶ原停留所の利用割合：各時間帯のうち約5%

②貸切車両の初期配置

西地域：2台、東地域1台、地域間・長浜地域1台、伊吹北部1台

現行のまいちゃんバスは廃止の上、地域間・長浜地域を基本配置として需要の多い地域・時間帯に投入

③割引パスポートの切替

現行：市民割引パスポートを市で管理し、QRコード付きパスポートを自作して利用者に交付

変更：割引に必要な情報を市で認証の上、割引情報、個人情報、割引パスポート番号を近江タクシーと共有。
新しい割引パスポートを発行して切替する。

(QRコード不要、乗車時に提示も不要とするので、割引パスポートはハガキからのキリトリ方式とする。)

8 効果

○乗車時間の事前確定

予約時に乗車時間が確定するため、停留所での待ち時間が減少します。
利用者の不安解消と効率的配車が両立します。

○事務削減

パスポートの登録から事業者の実績報告までを同一システム上で一元管理することで、市および事業者における事務作業時間の削減が図れます。
また、利用者は降車時のパスポート提示が不要となり、利便性が向上します。

○利用者利便性の向上

予約 (Before)	予約 (After)
 電話 + Web	 電話 + Web + LINE 24時間いつでも予約可能
 00分・30分縛り 運行時刻の30分前までに予約 乗車時間は不確定	 時間指定 (After) 希望時刻の30分前まで 予約時に配車確定 (即時)

紙のパスポートに加え、デジタルパスポートの画面提示でも対応可能に。予約時にパスポート番号を伝達して、乗車時はパスポートの提示が不要となりスムーズに。

9 導入スケジュール

令和8年度	7月	10月	令和9年2月	
 協議・申請 (Discussion/App)	活性化協議会・国庫補助金申請	乗合タクシーの事業計画変更には 米原市地域公共交通活性化協 議会で協議が調う必要があります。		
 システム準備 (Prep)	システム構築・機器設定			
 市民周知 (Citizen Info)	市民説明会・会員証切替			H29改正時と同様の丁寧な説明会を実施
 運行開始 (Launch)	新システム稼働開始 (Go Live)			

9 導入スケジュール



3月17日 令和7年度第3回米原市地域公共交通活性化協議会

乗合タクシーまいちゃん号の運行最適化に関する基本方針の確認（報告事項：反対意見なし）

3月19日 国庫補助金（交通空白解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト（「交通空白」解消タイプ）事前協議終了

3月23日 乗合タクシー事業者から国庫補助金応募

6月24日 令和8年度第1回米原市地域公共交通活性化協議会

事業計画変更の承認

6月下旬 国庫補助金交付決定予定（内示済）

7月以降 新システム構築（乗合タクシー事業者主体）

10月 地域ごとに新システムの説明会開催、新バスポートへの切替事務

12月 自治会からの出前講座受付